

(案)

瑞浪市 中山道整備基本計画



令和8年（2026）3月

岐阜県瑞浪市

瑞浪市 中山道整備基本計画

令和8年（2026）3月

岐阜県瑞浪市

例 言

1. 本計画は、国史跡中山道のうち岐阜県瑞浪市内に所在する区域を対象とした整備基本計画である。
 2. 本計画策定事業は、瑞浪市が令和6・7度(2024・2025年度)に国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(歴史生き生き! 史跡等総合活用整備事業)の交付を受けて実施した。また、本計画策定に係る事務は、瑞浪市みずなみ未来部スポーツ文化課が行った。
 3. 本計画策定にあたっては、学識経験者及び地域住民代表者等で構成した「瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会」において意見を聴取した。また、文化庁及び岐阜県の指導・助言を得た。
 4. 本計画策定の支援業務は株式会社イビソクに委託した。
 5. 本書に係る図面等のデータは瑞浪市みずなみ未来部スポーツ文化課が保管し、その著作権は瑞浪市が保有している。
-

凡 例

1. 本計画中で中山道を表示する場合は、原則として西側を先、東側を後の順序とした。
2. 本計画中では必要に応じて用語に註を付し、註の解説は各章の末に記載した。
3. 史跡指定範囲の地区名称(地区区分)については第3章(28~39頁)に記載のとおりであるが、「十三峠童子ヶ根地区」と「十三峠地藏坂~炭焼立場地区」の2地区の総称として「十三峠地区」の語を用いた箇所がある。

目次・挿図目次（省略）

第1章 計画策定の経緯・目的

第1節 計画策定の経緯

瑞浪市（以下、「本市」といいます。）内の中山道は、市北部の丘陵地帯（日吉町・大湫町・釜戸町）を東西に通過しており、大湫町には江戸日本橋から数えて47番目の宿場である大湫宿（大久手宿）（註1）、日吉町には同じく48番目の宿場である細久手宿が設置され、多くの人や物資、情報や文化が行き交いました。

明治時代以降は主要交通路が土岐川沿線（下街道（註2）ルート）に移り、本市の中山道は主要な近代交通網から外れることとなったことから、今なお随所に江戸時代の中山道を彷彿とさせる道路や関連遺構等が残されています。しかし、戦後の急速な自動車普及の影響により、一部区間においてはアスファルト舗装や拡幅等の改変が加えられています。

本市では、本市の歴史や文化の形成に大きく関わった歴史の道・中山道を良好な状態で後世に伝えるために中山道の整備区間を選定し、文化庁ならびに岐阜県教育委員会（当時）の指導のもと、平成4年度（1992年度）～19年度（2007年度）にかけて、国庫補助事業として「歴史の道中山道 整備活用推進事業」（以下、「暫定整備」といいます。）を実施しました（註3）。

その後、令和元年（2019）1月に瑞浪市は文部科学大臣に対して史跡指定を意見具申し、同年6月21日に文化審議会から答申がなされました。そして、令和元年（2019）10月16日付け文部科学省告示第83号により、本市域の中山道の一部が国史跡に指定（追加指定）されました（以下、本市域の中山道のうち、史跡に指定された範囲を「本史跡」といいます。）。

これは、昭和62年（1987）の長野県小県郡長和町、同県木曾郡南木曾町の指定（平成3年（1991）には長和町で追加指定）、平成22年（2010）の岐阜県中津川市の追加指定、平成28年（2016）の同県可児郡御嵩町の追加指定に次ぐ指定でした。

また、この間の平成8年（1996）には大湫宿から細久手宿に至る区間が「中山道一東美濃路」として文化庁の「歴史の道百選」に選定され、さらに平成24年度（2012年度）には県内の中山道と宿場が「中山道ぎふ17宿」として「岐阜の宝もの」に認定される等、中山道の価値が広く認められてきました。

しかし、一方では近年の集中豪雨等によって、暫定整備区域内には再整備や修繕が必要な箇所が見られるようになっていたことから、令和2年度（2020年度）～令和3年度（2021年度）にかけて「瑞浪市 中山道保存活用計画」（以下、「保存活用計画」といいます。）を策定しました（計画期間は令和4年（2022）4月～令和14年（2032）3月）。保存活用計画では、本史跡の将来像（目指す姿）を「瑞浪市への愛着と誇りを育み、市の歴史・文化・魅力が行き交う「中山道」と定め、整備・活用の基本方針や方向性等を掲げました。

そして、保存活用計画を基礎としつつ、今後の再整備や修繕にかかる理念・方針等を定めるため、『瑞浪市 中山道整備基本計画』（以下、「本計画」といいます。）を策定することとしました。

第2節 計画の目的

本史跡には、街道（道路）の他に一里塚等が含まれますが、一部の街道では車両の通行が認められる等、生活道路として利用されている区域もあります。本史跡の保存・活用と景観

の維持・向上を図るとともに、道路の安全性・利便性にも配慮しながら持続可能な管理を行うため、さらに災害等に迅速に対応するためには、整備の理念や方針等の情報が共有されていることが必要と考えられます。

よって、本計画では整備の理念や方針を明確にするとともに、再整備や修繕に用いる工法や素材等について、可能な限り具体的な手法を示して、そのイメージを共有することを目的とします。

なお、本計画は本史跡の指定範囲を対象としますが、本市内の中山道には暫定整備を実施した区域であっても史跡未指定の区域があること、またアスファルト舗装がなされてはいるものの追加指定の対象になり得ると考えられる区域も認められることから、指定範囲外で修繕等を行う場合にも、必要に応じて本計画を参考にすることとします。

第3節 懇談会の設置・経過

(1) 懇談会の設置

本計画の策定にあたっては、「瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会要綱」に基づき、令和6年度(2024年度)に「瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会」(以下「懇談会」といいます。)を設置して意見・助言を求めてきました。

懇談会は、瑞浪市みずなみ未来部スポーツ文化課が事務局となって運営するとともに、適宜文化庁および岐阜県の指導・助言を得ました。

■瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会名簿(順不同・敬称略)

氏名	区分	所属等
◎秋山 晶則	学識経験者	岐阜聖徳学園大学(教育学部 教授)
澤井 計宏		瑞浪市文化財審議会(委員)
豊田 富士人	史跡整備	大垣市(副市長/技術士)
中井 正幸		岐阜聖徳学園大学(特別研究員)
臼田 寿生	治山・森林土木	岐阜県森林研究所(※1/技術士)
渡邊 俊美	まちづくり (地域住民)	日吉町まちづくり推進協議会(※2)
加藤 博一		大湫町コミュニティ推進協議会(会長)
棚橋 哲夫	行政機関	建設部 土木課 工務係長
小野 友記子	オブザーバー	文化庁 文化資源活用課
苅谷 菜々子		岐阜県 環境生活部県民文化局 文化伝承課[令和6年度]
小林 新平		岐阜県 観光文化スポーツ部 文化伝承課[令和7年度]
水野 義康	事務局	みずなみ未来部 スポーツ文化課長
砂田 普司		みずなみ未来部 スポーツ文化課 歴史文化係長
河野 和弘		みずなみ未来部 スポーツ文化課

◎は当懇談会の座長。

※1 臼田寿生氏は、令和6年度は主任専門研究員、令和7年度は森林資源部長として出席。

※2 渡邊俊美氏は、令和6年度は会長、令和7年度は前会長として出席。

■瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会要綱

瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会要綱

令和6年6月4日告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中山道及び関連文化財の適切な整備及び修繕を行うための計画策定について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求めるため、瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 中山道及び関連文化財の整備に関すること。
- (2) 中山道及び関連文化財の修繕に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 史跡整備に関する見識を有する者
- (3) 治山に関する見識を有する者
- (4) まちづくりに関する見識を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

2 前項の場合において、市長は、原則として、第5条に規定する開催期間中、同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会の会議（以下「会議」という。）を進行する座長を定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇談会の開催期間は、2年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、スポーツ文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(2) 懇談会の経過

本計画の策定事業は、令和6年度(2024年度)・令和7年度(2025年度)に国庫補助事業として採択され、合計5回の懇談会を開催して協議を行いました。その経過・協議内容は以下のとおりです。

■瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会の経過

	日 程	内 容
第1回懇談会	・ 令和6年11月22日(金) ・ 13:30~16:30 ・ 瑞浪市役所(全員協議会室)	・ 座長選出 ・ 事業の概要、スケジュールの説明 ・ 史跡と過去の整備の概要説明 ・ 基本理念、基本方針・整備対象について ・ 街道、一里塚の整備手法について
第2回懇談会	・ 令和7年2月18日(火) ・ 13:30~16:00 ・ 瑞浪市役所(全員協議会室)	・ 基本理念、基本方針・整備対象について ・ 街道の整備手法について
第3回懇談会	・ 令和7年7月25日(金) ・ 13:30~16:00 ・ 瑞浪市化石博物館	・ 街道の整備手法について ・ 一里塚の整備手法について
第4回懇談会	・ 令和7年11月21日(金) ・ 13:30~15:30 ・ 瑞浪市役所(全員協議会室)	・ 保存整備(街道等の整備手法等)について ・ 活用整備(サイン計画等)について ・ その他(事業計画等)について
第5回懇談会	・ 令和8年2月20日(金) ・ 13:30~●:●● ・ 瑞浪市役所(全員協議会室)	・ サイン計画および計画全体について

※上記のほか、懇談会参加者の現地視察を随時実施。



写真 1-1 第2回懇談会の様子



写真 1-2 第3回懇談会の様子

第4節 他の計画との関係

本計画の上位計画には『第7次瑞浪市総合計画』が位置付けられます。そのため、本計画は第7次瑞浪市総合計画に即したものであるとともに、関連する他の計画等とも整合が図られている必要があることから、以下に関連する諸計画とその概要を解説します。

《瑞浪市の上位計画》

① 第7次瑞浪市総合計画 [期間：令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)]

「幸せ実感都市みずなみ～いっしょに創ろう 夢ある未来～」を将来都市像とする、瑞浪市の市政運営における最上位計画です。基本構想、基本計画、実施計画から構成され、基本計画に「まち・ひと・しごと創生法」に規定する「地方版総合戦略」を包括しています。以下に計画の基本的な考え方である横断的視点、重点施策、及びまちづくりの基本方針（施策の大綱）を示します。

【横断的視点】

1. SDGsの推進
2. DX・GXの推進
3. シティプロモーションの推進
4. 行政改革の推進
5. 協働の推進

【重点施策】

1. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり（子育て支援）
2. 地域の魅力をオールみずなみで発信する（シティプロモーション）

【まちづくりの基本方針（施策の大綱）】

1. 人・未来を育むまちづくり
2. 魅力あふれるまちづくり
3. 生涯活躍のまちづくり
4. 活みなぎるまちづくり
5. 持続可能なまちづくり

当該計画のまちづくりの基本方針（施策の大綱）の中から、本史跡等に関連する内容を抜粋して以下に記載します。

◆基本方針1. 人・未来を育むまちづくり

【方針（コンセプト）】

- ▶誰もが気軽に学び、その成果を地域に活かすことができる機会、スポーツや芸術を楽しむ機会、地域の歴史や伝統文化を理解するとともに、親しむ機会を創出します。

【課題・方向性】

- ▶幅広い年齢層の多様なニーズに対応した学習機会を提供し、個人の生きがいでなく、地域づくりを進めることが必要です。
- ▶文化財の調査・保存・継承及び広報に努めるとともに、地域の文化資源として活用することが必要です。

【取り組み】

◎生涯学習

- ・幅広い年齢層にわたる多様なニーズに対応した学習機会を提供し、生涯学習の一層の推進を図ります。
- ・多様な情報発信ツールを活用して学習機会に関する情報を発信し、より多くの人々が生涯学習に取り組むきっかけをつくります。

◎文化・芸術・文化財

- ・文化財の調査・保存に努めるとともに、適切な維持管理と広報に努めます。
- ・郷土の文化財や自然や歴史、文化等に触れる機会を設け、文化財保護意識の高揚や郷土愛の醸成を図ります。

◆基本方針2. 魅力あふれるまちづくり

【方針（コンセプト）】

- ▶本市の豊かな自然や歴史、文化等を市内外に広く発信し、本市の認知度ならびにイメージの向上とともに、本市への愛着の醸成を図ります。
- ▶市民と行政の適切な役割分担のもとでパートナーシップを構築し、協働のまちづくりによる課題解決に取り組み、まちづくりへの積極的な参加を促します。

【課題・方向性】

- ▶地域の魅力を積極的に発信することで、シビックプライドの醸成を図ることが重要です。
- ▶持続可能な地域づくりを進めるため、まちづくり活動の担い手の確保、若者の活動参加を促進することが必要です。

【取り組み】

◎シティプロモーション

- ・本市や地域資源の認知度やイメージを向上させるため様々な機会を捉えつつ、多様な情報発信ツールを活用し、継続的かつ「共感」の輪が広がる情報発信を行います。

◆基本方針4. 活みなぎるまちづくり

【方針（コンセプト）】

- ▶産業と豊かな自然や歴史、文化といった資源を活かした観光を連携させる等、地域産業や地域資源を最大限に活用します。

【課題・方向性】

- ▶リニア中央新幹線の開通を見据えた誘客の強化や、多様化する観光形態への対応やプロモーションが必要です。

【取り組み】

◎観光

- ・観光協会と連携し、魅力あるパンフレットを作成・配布するとともに、SNS等の多様な情報通信手段を活用した情報発信を行い、交流人口の拡大を目指します。
- ・リニア中央新幹線開通に向けた観光情報の発信について、県や東美濃地域との広域連携により積極的に推進します。

◎観光資源の魅力向上

- ・自然・歴史・文化・地場産業や化石等、市内の観光資源の魅力をさらに高めるための支援や整備を推進し、地域住民や事業者とともにエリア全体の観光資源づくりに取

り組みます。

- ・体験型観光の推進に向けた面的整備を進めながら、地域資源の魅力向上に努めます。さらに、市内を周遊できる観光交通の整備を行い、市内外にその魅力を発信します。
- ・国内からの観光客だけでなく、インバウンド需要も視野に入れながら、地域資源の魅力を発信します。

◎地域資源を活かした観光連携

- ・中山道ウォーキング事業等、中山道を活用した地域連携イベントを積極的に推進します。

◆基本方針5. 持続可能なまちづくり

【方針（コンセプト）】

- しなやかで強靱な都市基盤と利便性の高い公共交通の構築を進めます。

【課題・方向性】

- 近年相次ぐゲリラ豪雨等に対応するため、インフラを適切に維持・管理し、災害に強い都市基盤の整備が必要です。

【取り組み】

◎道路・河川

- ・市民の安全・安心の確保のための生活道路の維持・保全に努めるとともに、地域の関係者と連携して、道路網整備を推進します。
- ・通学路の安全点検や地域からの要望により危険箇所の解消を行う等、安全な歩行空間の整備に努めます。
- ・区長会等の地域団体と行政が情報共有を図ることで互いの役割を理解し、協力して道路・河川の維持管理に努めます。
- ・市民と行政が協力して道路・河川づくりを進めることで、維持管理コストの軽減に努めます。

《瑞浪市の関連計画》

① 第2期 瑞浪市教育振興基本計画〔期間：令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)〕

教育基本法に基づく教育振興に関する基本的な計画で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「瑞浪市教育大綱」を兼ねています。基本理念として「夢と誇りを育むみずなみの教育」を掲げています。また、「たくましく生きる基礎を育てる学校教育・就学前教育の推進」を基本目標とし、7つの**施策**を示しています。

このうち施策1（確かな学力の育成）中の「キャリア教育の充実」において「自然、生活、社会体験の機会を設定します」の取り組みを掲げており、当該計画を踏まえて学校教育（総合学習）等と連携を進める必要があります。

② 瑞浪市都市計画マスタープラン〔期間：令和7年度(2025年度)～令和16年度(2034年度)〕

都市計画法第18条の2による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるもので、長期的な観点から、土地利用や都市施設等のあり方について基本的な方向を示すとともに各地域におけるまちづくり方針を定める、都市計画の基本となる計画です。

本市では平成23年(2011)に瑞浪市都市計画マスタープランを策定・公表し、平成30年(2018)に中間見直しを行いました。その後、社会情勢の変化や都市計画に関する制度の改正等に伴い、令和7年(2025)3月に改定を行っています。

プランの第6章では、まちづくりのテーマに「快適で活力に満ちた交流共生都市」、まちづくりの目標に「安心・快適で利便性の高い生活環境都市づくり」・「活力ある産業交流都市づくり」・「うるおいのある魅力的な自然・歴史文化都市づくり」を掲げています。

また、将来都市構造の中で細久手宿、大湫宿を「交流拠点」、中山道を周辺の自然環境と調和した自然活用型の「観光・スポーツ・レクリエーションゾーン」と位置づけています。

加えて、プランの第7章の地域別まちづくり構想の中では、細久手宿・大湫宿を含む中山道周辺地域を、歴史・文化を後世に伝える重要な地区ととらえ、市民の協力のもと、まちなみ風景の維持・継承に努めるとともに、観光等の交流の拠点として整備・活用を図ることとしています。

③ 第3次 瑞浪市環境基本計画 [期間：令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)]

環境基本法第7条に基づき制定した「瑞浪市環境基本条例」第7条に基づく計画で、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、環境保全に取り組むための基盤を対象としています。「みんなで未来へつなごう 豊かな自然と文化、うるおいある暮らしを」を望ましい環境像とし、5つの基本理念・基本目標を掲げています。

このうち基本理念3「歴史と文化の継承と活用」、基本目標3「身近な緑の創出とマナーの順守、歴史・文化を継承し、誇れるまちづくりを進めます」において示している基本施策等から、中山道に関連する事項を以下に抜粋して示します。

◆基本施策① 瑞浪市らしい歴史・文化的環境の保全と活用

◎瑞浪市らしい歴史・文化的環境の保全

・文化財の指定・登録件数の増加に努めます。

◎瑞浪市らしい歴史・文化的環境の活用

・中山道等の文化資源を活用する観光に取り組みます。
・市民が地域の歴史・文化と親しむ機会の創出に努めます。

◆基本施策③ 美しい郷土景観の保全と創出

◎美しい郷土景観の活用

・鬼岩、竜吟峡、屏風山周辺、小里城跡、中山道をはじめとする市内各地域の観光・交流拠点とのネットワーク化を図り、自然とふれあえる場としての活用を推進します。

④ 瑞浪市 中山道保存活用計画 [期間：令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度)]

本史跡の望ましい将来像(目指す姿)や保存活用の基本方針、また保存管理、活用、整備の方向性や方法等を定めた計画で、保存管理の方向性の中で現状変更等の取り扱い(現状変更が認められる行為の指針等)についても示しています。

本史跡の望ましい将来像(目指す姿)と基本方針は以下のとおりです。

◆望ましい将来像(目指す姿)

瑞浪市への愛着と誇りを育み、市の歴史・文化・魅力が行き交う「中山道」

◆基本方針

◎調査・研究の推進

茶屋跡の発掘調査、中山道にかかわる諸資料の調査・研究の継続等

◎保存

モニタリング（見回り）の実施、洗堀された遺構の修繕、獣害対策等

◎活用

学校団体等との連携、イベントの継続開催、史跡の価値や魅力の発信等

◎整備

案内看板の更新等計画の作成、中山道整備基本計画の策定等

◎運営体制

瑞浪市役所内での連携強化、地域住民や関連団体との連携強化等

《その他の関連計画等》

① 第4次 岐阜県教育振興基本計画 [対象：令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)]

教育基本法に基づく教育振興に関する基本的な計画で、「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人」を目指す人間像に、また、育みたい力として「自立力」・「共生力」・「創造力」の3つを掲げています。

施策と主な取り組みのうち、本史跡に関わると考えられる部分を抜粋して示します。

【施策Ⅰ「豊かな人間性」の育成】

➤ 1 多様な人とのつながり、関わる力の向上と心の教育の充実

【主な取組】

◎ふるさと教育を通じた、多様な人とのつながり、関わる力の育成

・総合的な学習（探求）の時間を中心に、地域に暮らす人々、専門家等の多様な人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の施設設備等、地域の様々な教育資源等を活用したふるさと教育を推進し、多様な人とのつながり、関わる力の育成を図ります。

➤ 4 「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進

【主な取組】

◎地域の活性化や課題解決に向けて取り組む教育の推進

・総合的な学習（探求）の時間を中心に、地域の教育資源等を活用したふるさと教育を推進します。

◎ぎふの自然・歴史・文化芸術・産業等に触れて学び、探究する取組の推進

・「ふるさと岐阜」への更なる誇りと愛着が育まれるよう、義務教育段階において、岐阜県の自然・歴史・文化芸術・産業等に触れて学ぶ取組を推進します。
・文化財に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。

② 岐阜県文化財保存活用大綱 [対象年度：未設定（必要に応じて見直し）]

平成30年(2018)6月に文化財保護法が改正され（平成31年(2019)4月1日施行）、都道府県は各区域における「文化財保存活用大綱」を定めることができ、市町村は文化財保存活用大綱が定められているときは当該保存活用大綱を勘案し、各区域における「文化財保存活用地域計画」を作成できることとなりました。

この改正を踏まえ、岐阜県では文化財のより適切な保存・活用を計画的、継続的に推進するため「岐阜県文化財保存活用大綱」を策定しました。大綱は「文化財を知り、守り、育て、地域の資源として「清流の国ぎふ」づくりに活かす」ことを基本方針とし、現在の文化財保護の課題とその対応方針を以下のように定めています。

- ・ 知 る：文化財の正確な把握、文化財の情報発信、文化財の魅力に触れる機会の充実
- ・ 守 る：保護の徹底、デジタルアーカイブ化、災害を見据えた体制づくり、県補助金の充実
- ・ 育てる：担い手育成、専門人材の育成・充実、県民参加の促進、学校教育・社会教育との連携
- ・ 活かす：人づくりへの寄与、まちづくりの推進、観光振興との連携の促進

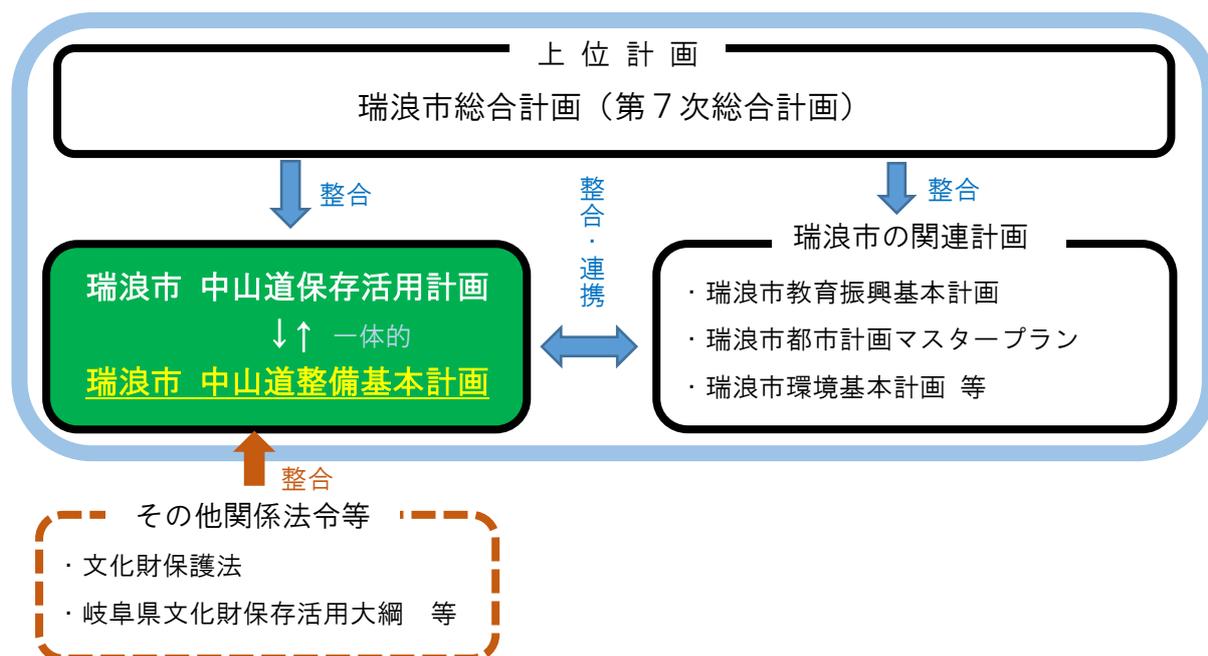


図 1-1 上位・関連計画相関図

第5節 計画の実施

本計画は令和8年度(2026年度)から、原則10年間を計画期間として実施します。

【註】

- (1) かつては、村を指す場合は「大湫」、宿場を指す場合は「大久手」と文字を使い分けていたとされますが、本書では「大湫」に統一して記載します。
- (2) 大湫宿と大井宿の中ほどに位置する榎ヶ根追分から名古屋に至る道路で、伊勢街道、善光寺街道、内津街道等とも呼ばれました。
- (3) 国庫補助事業に採択されたのは平成5年度以降で、平成4年度については市の単独事業として実施しました。

第2章 瑞浪市の概要

第1節 地理的環境

本市は岐阜県美濃地方の東部、東濃地方のほぼ中央に位置し、東は権現山（595m）や屏風山（794m）等の丘陵を境として恵那市と、西は土岐市・可児郡御嵩町と接しています。また、南は丘陵地帯を境として愛知県豊田市（旧西加茂郡小原村）、北は木曾川の渓谷を隔てて加茂郡八百津町に接しています。

本市の面積は約174.86k㎡（東西14.3km、南北20.7km）で、そのうち約7割が東濃丘陵と称される丘陵で形成され、丘陵は本市の北西部及び南東部に発達しています。本市域の北東から西に流れる土岐川（庄内川）と、その支流によって形成された沖積地や河岸段丘を中心として市街地が形成され、主要交通路である国道19号や中央自動車道、JR中央線等も土岐川に沿って敷設されています。



図 2-1 瑞浪市位置図



写真 2-1 瑞浪市市街地

第2節 自然的環境

本市の気候は比較的温暖で、年間の平均気温は16.0℃程度（令和5年(2023)：1月平均気温は3.2℃、8月平均気温は28.6℃）、年間降水量は概ね1,600mmです。

本市の北東部に位置する釜戸町にはハナノキ（ハナカエデ）とヒトツバタゴの自生地が存在しており、国の天然記念物に指定されています。また、大湫町にもヒトツバタゴの自生地が見られ岐阜県の天然記念物に指定されているほか、文化財には指定されていませんがシデコブシ等の貴重な植物の自生地も確認されています。さらに本市内には国の特別天然記念物に指定されているカモシカが生息し、土岐川には国の天然記念物に指定されているネコギギ、オオサンショウウオ等の貴重な生物の生息も確認されています。

また、本市の地質は土岐花崗岩・濃飛流紋岩から成る火成岩類、粘板岩・チャート・砂岩から成る中生代の地層を基盤とし、丘陵地は瑞浪層群（1900～700万年前）・瀬戸層群（700～200万年前）から成る第三紀層、河川周辺やその両岸の平地等は礫・砂・粘土から成る第四紀層で形成されています（図2-2）。

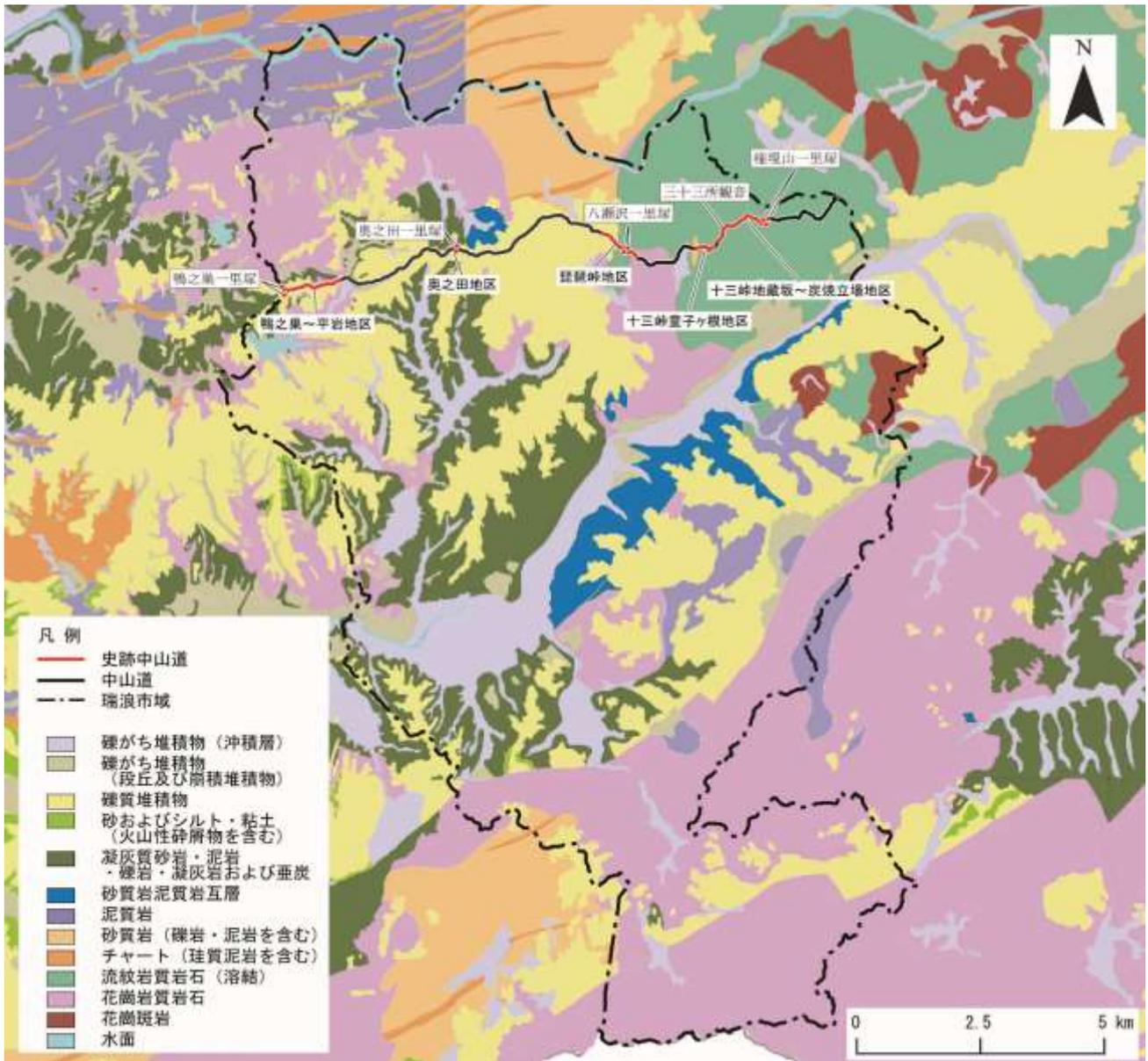


図 2-2 瑞浪市周辺の地質図

【資料：県域統合型GIS（一部加工）】

[備考]

- ・ 鴨之巣～平岩地区の地質は、主として礫質堆積物・花崗岩質岩石
- ・ 奥之田地区の地質は、主として礫質堆積物
- ・ 琵琶峠地区の地質は、主として礫質堆積物・流紋岩質岩石
- ・ 十三峠童子ヶ根地区の地質は、主として流紋岩質岩石
- ・ 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区の地質は、主として流紋岩質岩石

本市内北部（日吉町・釜戸町）には大規模な花崗岩の露頭がみられ、中でも日吉町松野から西接する御嵩町にかけて所在する露頭は「鬼岩」と呼ばれて特に規模が大きく、国の名勝および天然記念物に指定されています。



写真 2-2 ヒトツバタゴ自生地

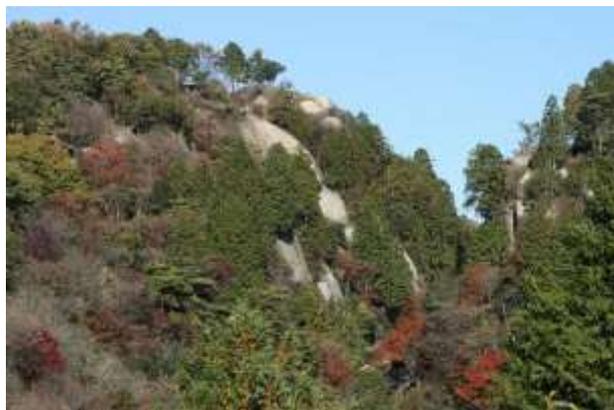


写真 2-3 鬼岩

また、瑞浪層群は厚さ約 600mを測り、デスモチルスやパレオパラドキシア、ビカリアといった貴重な化石が見つかるほか亜炭やウランを含んでいます。瀬戸層群は陶土（土岐口陶土層）を含み、東濃地方有数の産業である窯業の原料として古くから利用されてきました。また、第四紀層はコハクや昆虫の化石を若干含み、明世町を中心とした区域におけるこれらの地層には特に多くの動植物化石が含まれ、「明世化石（県指定）」・「瑞浪化石産地（市指定）」として天然記念物に指定されています。

第3節 歴史的環境

本市域ではこれまでに旧石器時代の遺跡は確認されていませんが、釜戸町や土岐町等段丘や丘陵上に縄文時代の遺跡が複数確認されています。また、弥生時代・古墳時代の遺跡（集落遺跡）は極めて少数ですが、明世町戸狩に所在する岐阜県史跡「戸狩荒神塚古墳」は古墳時代中期の築造とみられる岐阜県内最大級の円墳で、古墳時代後期になると多くの古墳（群集墳）が築造されるようになります。7世紀後半までに土岐川沿いの北部丘陵部を中心として円墳約 130 基が築造され、土岐郡（註1）内でもその数は最多とされます。さらに本市においては横穴墓が多数（約 60 基）築造されていることも大きな特徴であり、上述した戸狩荒神塚古墳北側の丘陵に所在する「戸狩横穴墓群」（13 基）は岐阜県史跡に指定されています。

奈良時代に主要な幹線道路である東山道（古代東山道）（註2）が整備される中、美濃国内には8つの駅（駅家）が設置されました。このうち本市内には土岐駅が設置されたと考えられており、当地が交通の要所であったことを窺うことができます。

鎌倉時代になると源光衡が土岐町の一日市場に館を構えて「土岐」を称したとされ、現在でも土岐町地内には岐阜県史跡「土岐頼貞墓」をはじめとして、土岐氏にまつわる史跡が数多く残されています。光衡の曾孫である土岐頼貞は足利尊氏と共に各地を転戦し、その戦功により室町幕府の初代美濃国守護に任じられ、これ以後、土岐頼芸が斎藤道三によって国を追われるまで、土岐氏は約 200 年間に渡り美濃国守護を務めました。また、頼貞の子・頼遠の時代には、その拠点も現在の岐阜市に移したとされますが、この頃には東海地方一円にも一族が土着し、本市内に土着した一族は小里（尾里）、萩原、猿子、市原氏等を称しました。

鎌倉時代には幕府によって主要街道の整備が行われたとされ、当該期の東山道は中世東山

道(註3)と呼ばれます。その詳細なルートについては明らかとなっていませんが、江戸時代に記された『美濃御坂越記』(註4)の記載や、周辺に残る「宿」の地名(註5)等から、およそのルート(図2-3)が推定されています。

戦国時代には戦乱の余波を受け、本市内各所にも城館が築かれ、岐阜県の史跡に指定されている「鶴ヶ城跡(神籠城跡)」・「小里城跡」はいずれも土岐氏、あるいはその一族の居城とされています。天正年間には織田信長によって改修工事が行われたとされ、織田信長の東濃支配に重要な役割を果たしました。また、戦国時代末期からの茶の湯の流行により、本市の南部に位置する陶町にも大川窯・田ノ尻窯・猿爪窯等、多くの窯が築られました。



写真 2-4 鶴ヶ城跡(神籠城跡)



写真 2-5 小里城跡(大手門跡)

江戸時代の本市は、幕府の分知政策によって山村氏(3氏)、千村氏(4氏)、馬場氏、原氏、三尾氏、遠山氏、松平氏、小里氏の13領主により治められ、このうち本市内に居館を置いたのは小里氏(稲津町小里)と馬場氏(釜戸町)でした。元和元年(1615)には木曾衆の山村氏、同3年(1617)には千村氏が尾張藩に付属させられ、同9年(1623)の小里氏の断家等により、本市内は幕府代官、尾張藩(千村・山村)、岩村藩に加え、旗本の遠山明知と馬場の5領主によって治められることとなりました。

また、江戸時代初頭にはそれまでの中世東山道とは異なる道筋で中山道が整備され、新たな宿場として大湫宿(大湫町)と細久手宿(日吉町)が設置されました。このように、本市の中山道の大きな特徴は、それ以前の主要道路であった中世東山道とは異なるルートを通る点にあり、より直線的なルートに変更されたと言えます。

新たに中山道が整備された目的や時期を示す記録は未だ確認されていませんが、大湫宿の本陣を務めた保々氏の由緒書である「大湫宿本陣由緒書上」には、天正元年(1573)から大湫の開拓が始まったことが記されています。恐らく当初から宿場を設置する目的で開拓を始めたものと考えられ、中山道ルートの整備が戦国時代末期に始められた可能性を示しています。また、当地は永禄8年(1565)頃から織田信長の影響下にあり、信長は軍勢をいち早く京都に到着させるために近江国でも摺針峠を開削して中山道の新道(バイパス)をつくる等していた(註6)ことから、中山道も信長が軍事道路として使用するためにルートを変更した可能性が考えられます。

当時の主要街道である中山道が開通したことによって当該地は東西の文化が交流する場となりました。日吉町半原地区に伝わる半原操り人形浄瑠璃は宝永・正徳年間(1704~1715年)頃に淡路の人形遣いから伝えられたといわれ、同じく日吉町に伝わる地歌舞伎(地芝居)や獅

子舞等も中山道における人々の活発な往来によってもたらされた文化とみられます。

なお、本市には他にも主要な街道として下街道と中馬街道があり、下街道は現在の国道 19 号や JR 中央本線のルート、中馬街道は現在の国道 363 号ルートにあたります。



図 2-3 史跡中山道とその他の主要街道

明治 4 年(1871)の廃藩置県により、本市内は一部を除いて岐阜県に組み込まれ、同 5 年(1872)には全域が岐阜県に組み込まれる等、行政システムでは様々な改革がなされましたが、中山道は明治 6 年(1873)の河港道路修築規則(大蔵省達)により一等道路に、同 9 年(1876)の太政官達第 60 号により国道一等に定められる等、依然として主要な交通路でした。また、明治 5 年(1872)に宿駅制度が廃止されると各宿場は陸運会社として営利運営されることとなり、制度の変更を伴いながらも明治 20 年(1887)まで運営が続いたとされます。

この間の明治 6 年(1873)には下街道の輸送も正式に認められ、それ以降は中山道と下街道の双方が郵便・輸送を中心とする道路となりましたが、明治 13 年(1880)に明治天皇の巡幸に伴って下街道の改修工事が行われると交通の主要ルートは次第に下街道へと移り、明治 14 年(1881)の「新中街道」(＝中世東山道ルート)の改修工事によって、大湫・細久手両宿の賑わいは次第に失われていきました。さらに、明治 33 年(1900)に名古屋―多治見間で開通した鉄道(中央線)が明治 35 年(1902)に中津町(現在の中津川市)まで開通すると、本市内には瑞浪駅と釜戸駅が設置されました。瑞浪駅周辺では急速に都市化が始まり、これ以降の交通ルートは鉄道の駅を中心としたものへと移行していきました。

一方、本市南部の陶町では明治時代から磁器生産が盛んとなり、特に明治時代後半からは

輸出用洋食器の一大産地へ発展しました。また、大正時代以降は瑞浪駅周辺に陶磁器製造・販売業者が集積するようになり、製品は鉄道等によって主に名古屋方面に販売されました。そして昭和 26 年(1951)、土岐郡瑞浪町は同郡土岐町と合併して瑞浪土岐町となり、同 29 年(1954)には土岐郡瑞浪土岐町・同郡稲津村・同郡釜戸村・同郡大湫村・同郡日吉村・同郡明世村、恵那郡陶町が合併し、現在の「瑞浪市」が誕生しました。



写真 2-6 美濃の陶磁器生産用具及び製品 (1)



写真 2-7 美濃の陶磁器生産用具及び製品 (2)

昭和 20 年代以降、本市の主要産業は陶磁器や耐火物の製造、およびその原料生産等の窯業関連産業という状態が続き、特に陶町では複数の企業が日本を代表する洋食器メーカーに成長して、本市の発展を支えましたが、同 50 年代以降になると人件費の高騰等の要因により、次第に生産業者数は減少に転じました。

この間、昭和 42 年(1967)に着工した中央自動車道が、昭和 48 年(1973)に多治見―瑞浪間で開通し、この頃から本市内各地で区画整理が実施される等、開発事業が相次ぎました。平成になると国道 19 号や同 363 号のバイパスが開通する等、交通インフラのさらなる整備も進み、大湫町や釜戸町大細等への簡易水道の敷設も完了しました。

本市の人口は本市の発足から微増傾向にあり、平成 14 年(2002)頃には 42,000 人を超えましたが、それ以降は減少傾向に転じました。これにより平成 17 年(2005)には大湫小学校が閉校、平成 28 年(2016)には稲津中学校と陶中学校が統合（瑞浪南中学校が開校）、平成 31 年(令和元年/2019)には瑞陵中学校・日吉中学校・釜戸中学校が統合（瑞浪北中学校が開校）する等、施設の統廃合が進められる状況にあります。

第 4 節 中山道の活用現状

本史跡中山道を含む本市域の中山道は、多くの来訪者がある観光資源でもあります。また、史跡指定区域外ではありますが、旧細久手宿には現在も旅館として営業を続ける「大黒屋」（国登録有形文化財）、旧大湫宿には中山道観光案内所「丸森」（国登録有形文化財）等も残されています。

そこで以下では、観光資源としての活用の状況について概観します。

■中山道来訪者数

(単位：千人)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	13	12	13	12	11	9	9	10	5	6	7	7	5

【資料：瑞浪市統計書】



図 2-4 瑞浪駅・釜戸駅からのアクセスマップ

※バス停、バスルートは瑞浪市コミュニティバスのもの

《市内の2駅からの距離および移動時間等》

■ JR瑞浪駅

【大湫まで距離：約 11.6 km、移動時間：自動車約 23 分、徒歩約 2 時間 55 分】

【細久手まで距離：約 9.9 km、移動時間：自動車約 19 分、徒歩約 2 時間 29 分】

- ・タクシー：駅に常駐しており、事前予約は不要です。
- ・コミュニティバス：細久手まで、平日のみ上り 3 便・下り 2 便が運行されています。
- ・デマンド交通（観光利用）：平日のみ片道 1 日 3 便運行しています（事前予約が必要です／次頁参照）。
- ・路線バス（民間運営バス）：運行されていません。

■ JR釜戸駅

【大湫まで距離：約 4.8 km、移動時間：自動車約 9 分、徒歩約 1 時間 13 分】

【細久手まで距離：約 11.7 km、移動時間：自動車約 23 分、徒歩約 2 時間 57 分】

- ・タクシー：駅には常駐しておらず、事前予約が必要です。
- ・コミュニティバス：大湫まで、平日のみ上り 1 便・下り 1 便が運行されています。
- ・デマンド交通（観光利用）：運行されていません。
- ・路線バス（民間運営バス）：運行されていません。

※距離及び移動時間は県域統合型GISのルート検索による。

※バスルートやバス停の位置、宿泊施設の送迎サービスの有無等は令和8年1月時点。

写真 2-8 デマンド交通「いこ Car」観光利用チラシ
【瑞浪市ホームページより】

【註】

- (1) 土岐郡は、主として現在の多治見市・土岐市・瑞浪市を範囲とする郡です。但し、多治見市のうち高田地区を除く土岐川以北は可児郡、瑞浪市のうち陶町は恵那郡に属しました。
- (2) 「古代東山道」は、奈良時代から平安時代にかけて用いられた東山道を意味する語として使用しています。なお、当地域におけるルートは明らかではありません。
- (3) 「中世東山道」は、鎌倉時代から戦国時代にかけて用いられた東山道を意味する語として使用しています。
- なお、当地域では中世東山道を「鎌倉街道」と呼称する場合がありますが、鎌倉街道は各地から鎌倉に至る道路の総称であり、この名称は近世になって成立したものとされていることから東山道と同義で用いるのは適切でないと判断し、本書では使用していません。(児玉幸多 編『日本交通史』1992年、吉川弘文館)
- (4) 『美濃御坂越記』は安永年間(1772～1780)の書物とされ、当市付近の中世東山道のルートについて「御嶽ー井尻ー宿ー志月ー日吉ー半原ー釜戸ー竹折ー大井」と記載しています。
- (5) 「宿」あるいは「○宿」等の地名は、中世の宿の痕跡である可能性が指摘されています。(榎原雅治『中世の東海道をゆく』2008年、中公新書)
- (6) 織田信長は天正2年(1574)から、本格的な道路整備を開始したことが指摘されています。(小和田哲男『戦国の合戦』2008年、学研新書)

第3章 史跡中山道の概要

第1節 中山道の概略

(1) 街道（道路）

中山道は、近世五街道の一つであり、東海道と並んで江戸と京都を結ぶ主要な街道です。徳川家康が中山道に伝馬制を設定したのは、東海道に伝馬制が設定された翌年、慶長7年(1602)のこととされ、徳川家康が御嶽宿（御嵩宿）の野呂氏に下した「御嶽宿伝馬掟朱印状」（野呂家文書）には以下の記載があり、中山道における伝馬制の成立を知ることができます。また、同様の文書は同年3月7日付で岐阜町や木曾谷にも出されています。

（徳川氏伝馬朱印）

此御朱印無之して、人馬押立者あらハ、其郷中出合打ころすへし、若左様二ならさる者在之者、主人を聞届可申物也

慶長七年二月廿四日

朱印

江戸と京都を結ぶ街道として東海道と中山道の2街道が整備された理由には諸説ありますが、一方の街道に災害等が生じた際の備えのため、また主要な木材産地として経済的に重要であった木曾谷を押さえるためであったとも言われます。

美濃国内の中山道を見てみても、北国街道や伊勢街道等多くの脇往還とつながる交通の要所であり、軍事的にも経済的にも重要な街道であったと考えられます。

そして、美濃国内の中山道整備に大きな役割を担ったのは美濃国奉行大久保長安（石見守）でした。本市域には慶長9年(1604)に大湫宿、同15年(1610)に細久手宿が新たに設置されましたが、この両宿の設置についても大久保長安が深く関わっていたようです。家康が腹心である長安を美濃国奉行に任じた背景には、いまだ大坂に健在であった豊臣家、九州の島津家等去就の定かでない大名が多数残っていたことによるとされています。

しかし、元和元年(1615)の大坂夏の陣で豊臣家が滅亡すると幕府の脅威は取り除かれ、西国の押さえという美濃国の戦略的位置は大きく変化し、その支配は幕府に代わって尾張藩が大きな役割を担うようになりました。

道中政策（街道の諸政策）を概観すると、上記のように中山道には慶長7年(1602)に伝馬制が設定され、各宿場には通行を支えるための人足と馬を常備することが義務付けられました。しかし、通行量の増加によって次第に人馬が不足するようになり、寛永12年(1635)に参勤交代が義務付けられるとその不足が恒常化したようで、寛永14年(1637)には東海道に助馬制が定められ、その後この制度が充実して元禄7年(1694)に「助郷制度」が成立しました（註1）。

万治2年(1659)、幕府に道中奉行が成立すると、以後は道中奉行と勘定奉行の協議によって五街道の道中政策が執行されたとみられ、五街道以外の道中政策は勘定奉行が所管し、代官や領主を介して間接的に執行したようです（註2）。しかし、道路管理の実務（道路や松並木の維持・補修、掃除・除雪等）は宿場や近村の人々の任務であり、宿場等に割り当てられた管理区域は「掃除丁場」と呼ばれました。寛政6年(1794)におよその完成を見た『じかたはんれいろく地方凡例録』（村落の支配・行政制度の解説書、東京堂出版の活字本による。引用にあたり表記を変えたところがある。以下同じ。）には、助郷や掃除丁場等についての概要が記載されているので、以下

に示します。

一 定助郷・大助郷之事

附①加宿之事 ②掃除町場之事 ③耆里塚濫觴之事

前々は定助郷・大助郷と云ことあり、中山道・日光道中等の内に八定助郷と云もの稀にあり、又東海道の内にも定助郷なき駅場もありたる由、其頃定助郷ハ高百石に馬二匹・人足二人位の当りを以て、宿場へ差出し置て勤るゆへ、高掛り物ハ免除なり、大助郷とハ諸侯方参勤交代并に番衆通行等、其外にも大通り有るときは百石に付凡そ二匹二人位の当りを以て、呼出して召仕ふことなり、通行少きときハ出でず、依て高掛りものも納めしなり、然る処四五十年以来日増に諸家の通行多くなり、古来と違ひ 夥く人馬入用に付、百匹百人の宿場又ハ中山道・日光道中・水戸海道などの類、五十人五十匹の^{コトゴト}処にても、宿人馬の上百石二匹二人位にては不足に付、悉く人馬を多く差出し、定助郷の村々勤め続きがたく成行、人馬の差支多く、通行遅滞に成るに付、宿方・村方より追々道中奉行所へ願出、吟味の上其後定助の名目相止み、古来極りたる定助の上に宿場最寄の村々を差し村へ願出、当時は五街道東海道、中山道、甲州道中、日光道中、水戸海道 都て助郷相増残らず定助郷となる、尤も定の字を除き助郷と唱へ、三役の高掛り物免除なり、大助郷の儀は日光の法会、或ハ朝鮮人・琉球人来朝、其外にも稀なる大通行ありて、助郷人馬計にては勤め難き節ハ、駅場より四五里位迄の村方、時に望み糺しの上、大助郷人馬を差出すこと、成、常にハ大助郷と云こと今ハなし、助郷村々のことハ五海道の外、国々脇往還にも極りあることなり、

一 助郷高、何宿ハ何万何千石と極り、助郷帳と云帳面ありて奉行所へも差出し宿場にも所持し、人馬割致し触れることなり、助郷村ハ其宿より里数近き村方にて重に相勤む、併し村により役村とて何ぞ地頭用・村用、其外上へ拘りたる定式の外に役を勤る村あり、是等は助郷を勤めてハ二重役になるゆへ、宿場近村たりとも前々助郷を勤めざる村もあり、勿論差村に成り、増助郷吟味の節ハ、種々の役を申立といへども、格別の訳ありて、弥大役にて助郷勤め難けれバ相除き、定式外の役にても差たることになければ村役にハ立ざることなり、[中略]

一 加宿と云ハ、仮令バ何宿と云名目ある処にても、人家少く百匹百人又は五十匹五十人の宿人馬を差出し難き所ハ、宿場つゞきの村方を加宿と極め、一箇村にても二箇村にても駅場等を加へ置、二箇村・三箇村の高を以て一箇宿の役を勤む、之を加宿と云、此加宿村にてハ助郷が勤めず、又駅場町並に他村ありて町続に旅籠屋もあり、宿役人もありて、二箇村・三箇村にて一宿に立たる駅場あり、之ハ加宿にてハなく本宿なり、箇様の宿場ハ所々に多し、

一 往還掃除町場の儀ハ、街道筋へ掛りたる村々にて、其地内を掃除するもあり、又往還の内何十何町ハ何村掃除場高に割付け、傍示杭を建て遠村より掃除するもあり、助郷村ハ多分掃除町場ハ除く、又助郷にても村方地(内)の往還ハ、掃除町場に持たるもありて、往還所に依て一定ならず、是は前々よりの仕来と聞へ、駈としたる規定もなきこと、見ゆ、併し其筋へ伺バ定法あるや、先づ往還筋の傍示杭等を見請し、処にてハ海内一列にはなくして区々に聞へ、古来よりの仕来を用ること、見へたり、[後略]

本市域の中山道を見てみても、『中山道宿村大概帳』（『近世交通史料集5』）には、平時は宿場の住人や隣村（瑞浪市・恵那市・土岐市・加茂郡八百津町）の住人が行ったこと、大規模な通行の際は尾張藩から周辺の村々へ追加徴発が行われたことが記されています。

また『古今諸留記』（瑞浪市史料集 第二号）には、細久手宿・大湫宿・釜戸村（瑞浪市）、正家村・藤村（恵那市）の住民が道作り（道路のメンテナンス）を行ったことが記されており、道路の維持において周辺住民が重要な役割を果たしていたことを知ることができます。

道作場所

- ^(琵琶)
一 びわ坂峠西方道作場所、細久手より支配仕候、右峠より二ツ岩迄六丁十間余、御料所十ヶ村より作り申候、二ツ岩より町口迄五丁余、大湫より作り申候、町口より山の神迄三丁半、大湫より作り申候、山の神よりしやれこ休石迄二丁二十間余、御料所十ヶ村より作り申候、休石より雨堤迄三丁五十間余、正家村より作り申候、雨堤より檜木土橋まで十一丁余、大湫より作り申候、土橋より三ツ城沢迄二十五丁余、釜戸より作り申候、三ツ城小沢より深萱山の神迄八丁余、藤村より作り申候、以上

(2) 一里塚

慶長9年(1604)からは日本橋を起点として一里塚が築かれるようになり、目印あるいは風雨による損壊防止等を目的として榎や松等が植えられました。片側のみ残る一里塚も多くみられますが、道の両側に一対が築かれるのが本来の姿で、物資の輸送等に際して距離の基準となる役割を担っていました。

その造営時期等を記した史料を以下に紹介します（史料中の下線は加筆）。

◆『慶長見聞集』（『仮名草紙集成 第五十六巻』）

一里塚築給ふ事(六)

[中略] 是に依て当君の御時代に、一里塚をつくへきよし仰出されたり

されは、日本橋は、慶長八癸卯の年、江戸町割の時節、新敷出来たる橋也、此橋の名を人間はかつて以て名付ず、天よりやふりけん、地よりや出けん、諸人一同に日本橋とよひぬること、きたひの不思議とさたせり

然に、武州は、凡日本東西之中国にあたりと、御詔有て、江城日本橋を、一里塚のもとと定め、三十六町を道一里に積り、是より東のはて、西の果、五畿七道残る所なく、一里塚をつかせ給ふ、年久治世ならず、諸国乱れ、辺土遠境の道せばく成所に、曲たる所をば見はからひ、直につけ、道をひろげ、牛馬のひづめの勞せざるやうに石を除き、大道の両辺に松杉を植、小河をば悉橋を懸、大河をば舟橋を渡し、日本國中、民間往覆の便りに備へ給ふ事、慶長九年也。[後略]

◆『地方凡例録』（前掲）

一 一里塚濫觴之事

[中略] 中世、正親町天皇の御宇天正年中三十六町を以て一里と定めらる、一步ハ六尺、一段ハ六間、一町ハ六十間、一里は六百間、此坪数六六の数を延て三十六町を一里と極めたる由、其頃一里塚を築かしめ、標の木を植へさせらるるとき、松杉を植べきやと時之武將織田信長へ伺しに、松杉ハ類も多けれバ余の木を植べしと有しを、役人榎と聞たがへ、榎を植べきよし村々へ申付しにより、今一里塚之木ハすべて榎なる由、世事談にミゆれども、一里三十六町に定りたるハ織田時代にも有べけれども、一

里塚を国々へ築立榎を植たるハ、慶長十七壬子年大久保石見守奉行として江戸より諸国道中筋へ一里塚を築せらる、下掛りハ江戸町年寄樽屋藤左衛門・奈良屋市右衛門兩人へ命ぜられ、同年二月初旬より始て五月下旬までに諸国一里塚悉く成就す、[後略]

◆『碩鼠漫筆』（『続日本随筆大成7』）

一里塚の起源

諸国に一里塚を築かせられしは、慶長九年と云ふを正しとすべし、[中略] さるを江戸町年寄樽屋藤左衛門由緒書に、慶長十七年子年、東海道中山道一里塚出来候御用、樽屋藤左衛門奈良屋市右衛門兩人江被仰付、藤左衛門道中江罷越、指図仕為築立罷帰候、銀子拝領仕候、奈良屋市右衛門由緒書亦同。とあるは誤りなるべし、[後略]

◆『徳川禁令考』（『徳川禁令考 前集第六』）

慶長九辰年二月 諸海道ニ一里塚を築く事

二月四日

一 將軍家被仰出、諸海道ニ一里塚つき可申由、右大将家江被仰越、則諸代官ニ被仰付、道中ニ是を築、道之両方ニ松を植可申由、右大将家より本多佐大夫、永井彌右衛門奉行に被仰付、東海道中山道より築初むる、[後略]

◆『東照宮御実紀』（『徳川実紀 第一編』）

（慶長九年）二月四日 右大将殿の命として、諸国街道一里毎に塚（世に一里塚といふ）を築かしめられ、街道の左右に松を植しめらる、東海中山両道は永井彌右衛門白元、本多左大夫光重、東山道は山本新五左衛門重成、米津清右衛門正勝奉行し、町年寄樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門も之に属してその事をつとめ、大久保石見守長安之を惣督し、其外公料は代官、私領は領主沙汰し、五月に至て成功す、（家忠日記、当代記、慶長年録、寛永系図、津軽志、町年寄由緒書、大三河志、落穂集）（世に伝ふる所は、昔より諸国の里数定制ありといへども、国々に異動多かりしが、近世織田右府領国の内に塚を築ぎ、三十六町を以て一里とさだむ、豊臣太閤諸国を檢地せしめ、三十六町にさだめ、一里毎に塚をきづかしむ、此時又改て江戸日本橋を道程の始に定め、七道に塚を築かれしとぞ、其時大久保石見守に、塚樹にはよい木を用ひよと仰ありしを、長安承り誤りて榎木を植しがいまにのこれりとぞ）（落穂集、武徳編年集成）

[中略]

（同年五月）

是月先に右大将殿より命ぜられたる諸国塚ことごとく成功す、

◆『創業記考異』（『古事類苑 地部三』）

慶長九年八月、当月中秀忠公、諸国道路可作ノ由御使相上、広サ五間也、一里塚五間四方也、関東奥州迄右ノ通也、木曾路同如此、

◆『当代記』（『史籍雑纂 第二』）

（慶長九年八月）

当月中関東從右大将秀忠公、諸国道路可作之由使相上、広サ五間也、一里塚五間四方也、関東奥州迄右之通也、木曾路同如此、

これらの記述から、中山道の一里塚は慶長9年(1604)の2月から5月にかけて築かれた可能性が高く、大きさは5間四方(約9.1m×9.1m)を基準としたことが知られます(註3)。

また、一里塚の高さについては『新編相模国風土記稿』（『大日本地誌大系』）に複数の記載が確認できます。

以下は、過去に保存整備事業が実施されている畑宿一里塚（神奈川県足柄下郡箱根町）周辺の記載内容をまとめたものです。これらの記述からは、東海道の事例ではありますが、一里塚の高さが統一されていないことを読み取ることができます。

『新編相模国風土記稿』は天保12年(1841)の成立で、一里塚が築かれて200年以上を経過していることから、盛土が流失した可能性が考えられますが、当初から高さが統一されていなかった可能性もあります。

◆畑宿一里塚周辺の一里塚についての記録（『新編相模国風土記稿』による）

宿村の名称	巻	記載内容
小八幡村	36	東海道中ノ東ニアリ、左右相對セリ、高二間、幅六七間、塚上ニ松樹アリ
小田原宿	24	江戸口ノ外南側ニアリ、高六尺五寸、幅五間許、塚上榎樹アリシガ、中古橋レ、今ハ松ノ小樹ヲ植ユ
風祭村	26	東海道側ニ双塚アリ、高各一丈、塚上ニ榎樹アリ、圍各八九尺
湯本茶屋	27	海道ノ西辺左右にニ並ベリ、高五尺余、塚上ニ榎樹アリ、圍六尺五寸許
畑宿	27	西海子坂ノ下海道ノ左右ニアリ、各高一丈五尺
箱根宿	27	小名吉原久保ノ路傍左右ニアリ、高五尺八寸、幅二丈二尺、上に檀樹生ズ

(3) 並木

上記の『慶長見聞集』、『徳川禁令考』からは、一里塚と同様に慶長9年(1604)から並木整備が始まったこと、樹種には松や杉が選ばれたことが知られます(註4)。現在の本史跡に並木は残されていませんが、『中山道宿村大概帳』には大湫村内に千四百九十八間(約2,723m)、平岩村内に五百三十七間(約977m)の並木があったことが記されています。大湫村内の並木の具体的な場所は不明ですが、平岩村内の並木は鴨之巢～平岩地区を指すと考えられます。

このように、古記録では本市域でも並木の存在が確認できること、また中山道の並木の整備や管理について記した史料が複数確認できるので、参考のため以下に示します。

◆『憲法部類』(『古事類苑 地部三』)

東海道、中山道、日光道中、奥州道中、甲州道中、往還並木植帳、并道造等之義、先達_而道中奉行_を相達候、

右五海道之外往還、并脇往還共、驛場有_レ之道筋、並木風折枯木根返り等之跡へ、早速植継、且右処地根際迄堀付之所は、壺式間も土手形_ニ築立、田畑境へ定杭建_レ之、道幅狭所ハ前後同様に道繕、尤相応之所も、以来不_レ狭様往還付、村々_を無_レ懈怠_ニ可_レ致_ス手入_ニ旨、御料は御代官、私領は領主地頭_を可_レ被_レ申付_ニ候、[後略]

◆『道中方秘書』(『近世交通史料集 十』)

寛政二戌年六月

伊豆守殿_江被_レ渡、

一、五街道_(並)并木之儀_ニ付御書付

道中奉行_江

五街道往還^(並)并木之義手入植足并土手築立、田畑境定杭建等之義迄宝暦年中相触、其後安永年中も猶又並木敷地之定杭・立枯・植足等之義委敷相違候上は、風折・根返り・立枯等有_レ之候ハ、奉行所_江も相届、伐株之義可_二申付_一筈候、以来猶又道中筋並木之義は何_二よらす_一一己之取計申間敷候、尤枝折・根返り等通路之差支_二相成候_一ハ、早速取除置、其段相届、其外手入・植足等之義は先年触_レ之通、弥以無_レ遺失_一嚴重_二可_一申付候、[後略]

◆『道中秘書』（『古事類苑 地部三』）

道中筋並木高札之義伺済之事

中山道往還並木高札之儀に付申上候書

書面伺之通、可_二申渡_一旨被_レ仰渡_一、奉_レ承知_一候、岩瀬伊予守
^(文政七年)申六月廿八日石川主水正

戸田采女正御預所、中山道濃州厚見郡鏡島村地面往還並木之内、根返り虫付等に_而立枯に相成候節、伐取候跡_江苗木植付候_而も、往来之旅人踏荒し、又は手折候ものも有_レ之、根付方不_レ宜枯木に相成、村方難渋いたし候に付、為_二取締_一御預所手限之高札相建度旨申立候に付、評議仕候処、御預所手限之高札に_而は、用方も薄く可_レ有_レ之、其上寛政之度、東海道見附浜松両宿之間、天竜川渡船場際池田村_ヲ脇道を旅人忍び通候に付、通行差留候高札、伺之上相渡候先例も有_レ之候間、道中奉行と認候高札相立候はゞ、取締にも相成可_レ申と奉_レ存候間、[後略]

なお、日吉公民館に残る以下の記録（大正五年 村会会議録）によれば、平岩村内の並木は中山道の廃道に伴い県有地となり、日吉村の申請により同村に払い下げされたようです。立木についての記載はありませんが、村の収入とするために材木として切り出し、販売されたと伝えられます。

土岐郡日吉村第八回村会々議録

大正五年十一月二十四日、日吉村会ヲ開ク、其議案左ノ如シ

一 議案第三十一号県有土地払下申請ノ件 [中略]

右案ニ付、議長は続会省略ヲ議場ニ諮リタルニ満場一之ニ決ス

一番議員奥村桂次郎ヨリ、原案ニ価格記載ナシ、特別ノ御詮議ニ預リ金十六円以内ノ価格ニ於テ村長ヨリ申請セラレタシトノ説ニ賛成者有、満場異議ナク之ニ決ス [中略]

議案第一第三十一号

右記県有土地四十九筆ハ旧国道中仙道ノ敷地ナリシガ先年廃道トナリ、其後九尺ノ道敷ヲ存置シ残地ハ県有ニ帰シ、地目ハ山林タルモ實際ハ旧国道当時ノ如ク道敷ナレバ、此レガ永遠県有ニ帰スルニ於テハ、人馬ノ交通ニモ甚敷不便ヲ感シ、其数百年來ヲ経歴シタル旧続業モ煙滅ニ帰スルノ虞レモ有之、誠ニ慨嘆ノ至リニ付知事ヘ向ケ特別ノ御詮議ヲ以テ極低廉ナル価格ニ於テ払下ヲ申請セントシ提出候也 [後略]

第2節 史跡中山道の現況

中山道は、昭和62年(1987)に長野県小県郡長和町、同県木曾郡南木曾町内の一部区域の道路と交通遺跡が国史跡に指定され、平成3年(1991)に長和町内で追加指定がなされました。

岐阜県内では、平成 22 年(2010)に中津川市内の一部区域の道路(約 2.5 km)と「新茶屋の一里塚」「落合宿本陣」「落合宿の常夜灯」の 3 箇所の交通遺跡が国史跡に追加指定され、平成 28 年(2016)には可児郡御嵩町内の一部区域約 3.6 kmが追加指定されました。

本市内には、江戸日本橋から数えて 47 番目の宿場である大湫宿、48 番目の宿場である細久手宿が置かれ、市内の中山道は延長約 14.3 kmに及んでいます。一部区域については県道と重複していることから拡幅等の改変が加えられていますが、その他の区域では随所に往時の面影を伝えているほか、連続する 4 か所の一里塚も良好な状態で保存されています。そのため本市では平成 4 年度(1992 年度)から同 19 年度(2007 年度)にかけて、国庫補助事業「歴史の道整備事業」による中山道及び交通遺跡の測量や整備(暫定整備)等を実施しました(平成 4 年度は市の単独事業)。

そして、令和元年(2019)10 月 16 日付けで整備区間の大部分(史跡指定の条件が整った区域)、延長約 4.2 kmの区域が、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定に基づき、国史跡として追加指定されました。

市内の指定区域は大きく 5 地区に分かれ、各地区で地形や地質、暫定整備の内容が異なります。また、市道に認定されている地区もあることから、以下に指定区域の地番や指定区域を示す地形図等を示すとともに、各地区の概要について説明します。

■指定区域

所在地	地 域
岐阜県瑞浪市日吉町字奥ノ田	2058 番 2
同 日吉町字八瀬沢	6261 番 1 のうち実測 19.08 平方メートル、6261 番 2、6261 番 3 のうち実測 2060.78 平方メートル
同 日吉町字大越	6838 番 1
同 日吉町字鴨ノ巣	8711 番 1、8732 番 3、8732 番 4、8732 番 5、8732 番 6、8732 番 7
同 日吉町字平岩	9102 番 6、9102 番 7
同 日吉町字平尾	9228 番 1
同 大湫町字八瀬沢	3 番 2 のうち実測 1337.08 平方メートル、22 番 32 のうち実測 46.28 平方メートル、23 番、23 番 2 のうち実測 705.01 平方メートル
同 大湫町字割山	221 番 133 のうち実測 49.17 平方メートル
同 大湫町字向山	531 番 3 のうち実測 414.62 平方メートル
同 大湫町字牛ヶ洞	577 番 4 のうち実測 6886.60 平方メートル
同 大湫町字細久手	618 番 1、618 番 2、621 番 1 のうち実測 172.80 平方メートル、621 番 94
	右の地域に介在する道路敷、岐阜県瑞浪市大湫町字土橋 116 番 1 と同大湫町字土橋 117 番 4 に挟まれ同大湫町字土橋 116 番 1 と同大湫町字土橋 119 番 6 に北接する道路敷に挟まれるまでの道路敷を含む。

※上記指定区域は、令和元年(2019)10 月 16 日付け文部科学省告示第 83 号から転載したものです。

■ 史跡指定の概要

指定名称	中山道
所在地	瑞浪市日吉町8711番1 外25筆等
面積	88,859.95㎡（内瑞浪市指定面積…39,680.81㎡） ※その他の指定区域…長野県小県郡長和町、同県木曾郡南木曾町、岐阜県中津川市、同県可児郡御嵩町）
指定基準	六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

※上記指定基準のうち、本史跡は「交通・通信施設」に該当します。

■ 史跡指定の理由

中山道は、江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋から草津宿で東海道の合流するまでの街道で、中仙道とも表記されたが、享保元年(1716)、幕府は、東山道の内の中筋の道として中山道の表記を採用した。1番目の武蔵板橋宿から近江守山宿までの67宿と、東海道の草津・大津両宿を合わせ、「中山道六十九次」とも呼ばれ、東海道と並ぶ重要な街道であった。

長野県小県郡和田村（現・長和町）の27番目の長久保宿付近から28番目の和田宿を経て和田峠まで、同県木曾郡南木曾町の41番目の三留野宿付近から岐阜県境の馬籠峠までが昭和62年に指定され、平成3年に追加指定が行われた。さらに、平成22年には、岐阜県中津川市域のうち、馬籠峠から44番目の落合宿にかけて、平成28年には御嵩町のうち、48番目の細久手宿から49番目の御嶽宿までの一部が追加指定された。

今回、追加指定を行おうとするのは、瑞浪市域の中山道である。瑞浪市内の中山道は丘陵部の尾根部を通過している。十三峠の権現山一里塚付近から47番目の大湫宿手前までの約1.8キロメートル、大湫宿から48番目の細久手宿までのうちの琵琶峠付近の約1キロメートル、奥之田一里塚、細久手宿から御嵩町境にある鴨之巣一里塚までの約1.2キロメートルである。

権現山一里塚のある十三峠は天保13年(1842)刊行の『東海木曾両道道中懐宝図鑑』に「大久手より大井の間を十三峠といふ。さかおほし」と記され、宝永8年(1711)銘の尻冷やしの地蔵や、阿波屋の茶屋跡、天保11年銘の三十三所観音石窟などがある。琵琶峠付近には八瀬沢一里塚や石畳等がある。琵琶峠は、文化2年(1805)刊行の『木曾路名所図会』などにも描かれた名勝地であり、美濃国内の中山道で標高が最も高い。細久手宿付近の急坂には天保11年銘の秋葉坂三尊石窟がある。

瑞浪市では、平成4年度から19年度にかけて歴史の道整備事業を行い、道路や石畳、案内看板、道標等の整備を実施した。平成20年度からは中山道を活用したウォーキングイベントが行われている。なお、平成8年には文化庁選定「歴史の道百選」に選定されている。

以上のように瑞浪市内の中山道は、4対の一里塚が良好に残り、全体として随所に往時の面影を伝えている。よって史跡に追加指定し保護の万全を図るものである。

※上記指定理由は令和元年(2019)『月刊 文化財』9月号より転載（西暦等の漢数字はアラビア数字に修正）したものです。

■土地所有の状況（瑞浪市域分）

指定地：39,680.81 m²（市有地：29,815.70 m²、財産区有地：9,865.11 m²）

■管理団体指定告示

瑞浪市（令和2年2月27日付け文化庁告示第8号による）。

■ 指定範囲の地区区分

本史跡は指定区域が大きく5地区に分かれており、地区ごとに立地や社会環境等が異なります。以下に各地区の特徴等を記載します。

鴨之巢～平岩地区

西は可児郡御嵩町との境から、東は県道 65 号線との合流箇所に至るまでの延長約 1250m の地区で、中山道は主として丘陵の尾根を通過しています。全体的に起伏の少ない地区で、西端部には鴨之巢一里塚（1 対）が良好な状態で残されています。東端部付近の急坂は付近に秋葉神社（石祠）があることから秋葉坂（あきばざか）と呼ばれ、付近には天保 11 年（1840）に道中安全を祈願して整備されたとみられる秋葉坂三尊石窟（石仏はそれ以前に造立）も所在しています。指定区域内の中山道は未舗装で、周辺は山林となっています。

なお、指定範囲のうち街道（里道）部分は市道平岩・御嵩線に認定されており、車両の乗り入れが可能です。また、指定範囲のうち里道以外の部分（里道両側）は、かつて中山道の松並木として管理されていた部分です。

奥之田地区

中山道沿いの尾根部に、奥之田一里塚（1 対）が良好な状態で残され、この一里塚が単独で指定されています。

なお、中山道（史跡指定範囲外）はアスファルト舗装がなされ、県道恵那・御嵩線に認定されており、車両の通行が可能です。

琵琶峠地区

旧細久手宿と旧大湫宿の間に位置する琵琶峠は旧美濃国内の最高所で、日吉町と大湫町の境界です。琵琶峠は標高約 557m、比高差は西登り口とは約 69m、東登り口とは 50m を測り、文化 2 年（1805）刊行の「木曾路名所図会」や、文政 9 年（1826）刊行の「諸国巡覧 懐宝道中図鑿」等の道中図（ガイドブック）にも描かれた名勝地でもあります。

かつて琵琶峠の頂上からは御嶽山や白山等が眺望できたとされますが、現在は立木の影響によりそれらを見ることはできません。地区の両端（西登り口、東登り口）とも県道 65 号線との合流箇所となっており、中山道は概ね琵琶峠を直線状に横断する道筋をとり、峠の頂上付近の西側には八瀬沢一里塚（1 対）が良好な状態で残されています。

本地区内の中山道は丘陵の南向き斜面および谷部を通過し、延長は約 1010m を測ります。そのうち西側約 300m は未舗装で、東側約 700m の範囲には石畳が復元整備されていますが、市道北野・八瀬沢 2 号線との交差点においては石畳が分断されています。琵琶峠に石畳が敷かれた時期については明らかではありませんが、天保 2 年（1831）までには敷設されていたものとみられ、一部の石材には現在でも矢穴痕を確認することもできます。明治時代以降、その存在は忘れ去られていましたが、昭和 45 年（1970）に発見されて測量調査等が実施されました。

なお、指定範囲は里道であり一部区域を除いて車両の乗り入れは困難です。また、琵琶峠西上り口付近には鴨之巢～平岩地区と同様に、かつて中山道の松並木として管理されていた部分が含まれます。さらに、木曾路名所図会に描かれた母衣岩・烏帽子岩（二ツ岩）は、史跡の指定範囲外に位置しています。

十三峠 童子ヶ根地区

大湫集落から旧大井宿（恵那市）に至るまでの区間は、起伏が激しいことから十三峠と呼称される難所で、天保13年(1842)刊行の道中記「東海木曾両道道中懐宝図鑑」には「大久手より大井の間を十三峠といふ、さかおほし」の記載が見られます。しかし、実際にはそれ以上の起伏があり、出典は不明ながら「十三峠にまけ七つ（おまけが七つ）」と言われたと伝えられています。

本地区は十三峠の西端部にあたり、西は宗昌寺北側に位置する寺坂付近から、東は市道大湫・神田線に至るまでの延長約510mの地区です。主として丘陵の南向き斜面を通り、寺坂東部の平坦部は童子ヶ根、その東側に山神坂が位置しています。また、地区東端部の坂はしゃれこ坂と呼ばれていますが、かつては牛ヶ洞坂とも呼ばれ、道標を兼ねた名号碑が建てられています。指定区域内の中山道は未舗装で、周辺は山林となっています。

なお、指定範囲は市道大湫・細山線に認定されており、車両の乗り入れが可能です。また、中山道は地区東端部で市道大湫・神田線と交差していますが、歩行者の安全確保のため、平成14・15年度(2002・2003年度)に瑞浪市の単独事業により路線変更工事を実施しています。

十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区

西は市道大湫・神田線との交差箇所から、東は釜戸町に至るまでの延長約1,480mの地区で、主として丘陵の尾根部を通過します。地区の西端部に位置する坂は地蔵坂と呼ばれ、坂の途中には宝永8年(1711)に造立され、坂の名称の由来ともなった尻冷やしの地蔵が祀られています。地蔵坂の東側には阿波屋の茶屋跡又はおつるが茶屋跡とも呼ばれる平坦面があり、その北側には三十三所観音石窟が残されています。天保11年(1840)に道中安全を祈願して築かれた石窟で、内部にはその名のとおり33体の石仏が祀られています。この石窟の東側の坂は曾根松坂と呼ばれ、かつては寛政11年(1799)に尾張藩の命によって植えられた松並木が残されていたとされますが現在は確認できません。また、過去の調査では120mに及ぶ石畳が確認されたようですが、現在では長さ5m、幅2m程度の範囲でその痕跡が認められる程度です。

本地区の東部には飲用水として利用された湧水地の跡も残り、巡礼水と呼ばれています。地区の東端部は釜戸町との境にあたり、ここに位置する坂は檜ノ木坂と呼ばれ、小規模な石畳が復元整備されています。また、当該地には権現山一里塚（1対）が良好な状態で残されています。指定区域内の中山道は未舗装で、周辺は山林となっています。

なお、指定範囲は市道大湫・細山線に認定されており、一部を除いて車両の乗り入れが可能です。特に西端部の地蔵坂付近では大型車両の通行が認められるとともに、道筋の変更が認められる部分も確認されます。また、周辺にゴルフ場が位置していることからゴルフ場関連の工作物が設置されている場所も認められ、当該地区の中山道には上水道管と関連施設も敷設されています。



图 3-2 指定範圍（鴨之巢～平岩地区 1 / 4）

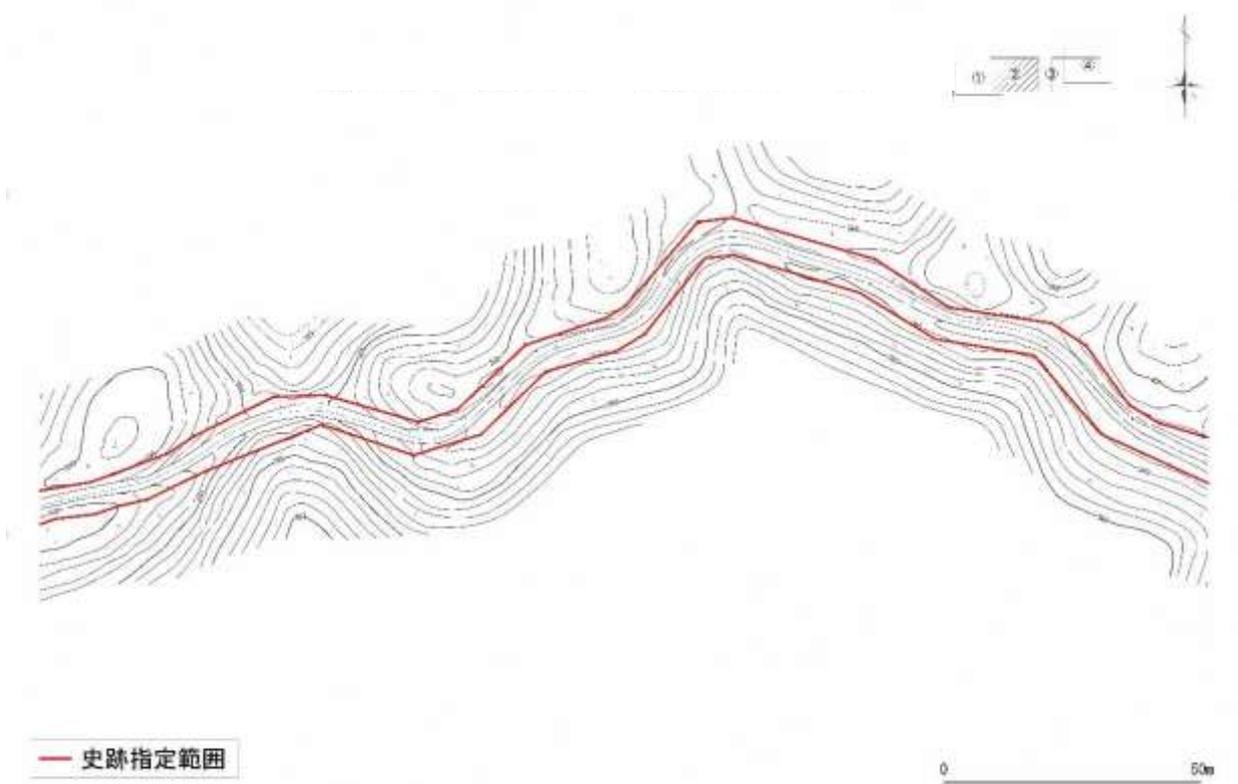


图 3-3 指定範圍（鴨之巢～平岩地区 2 / 4）

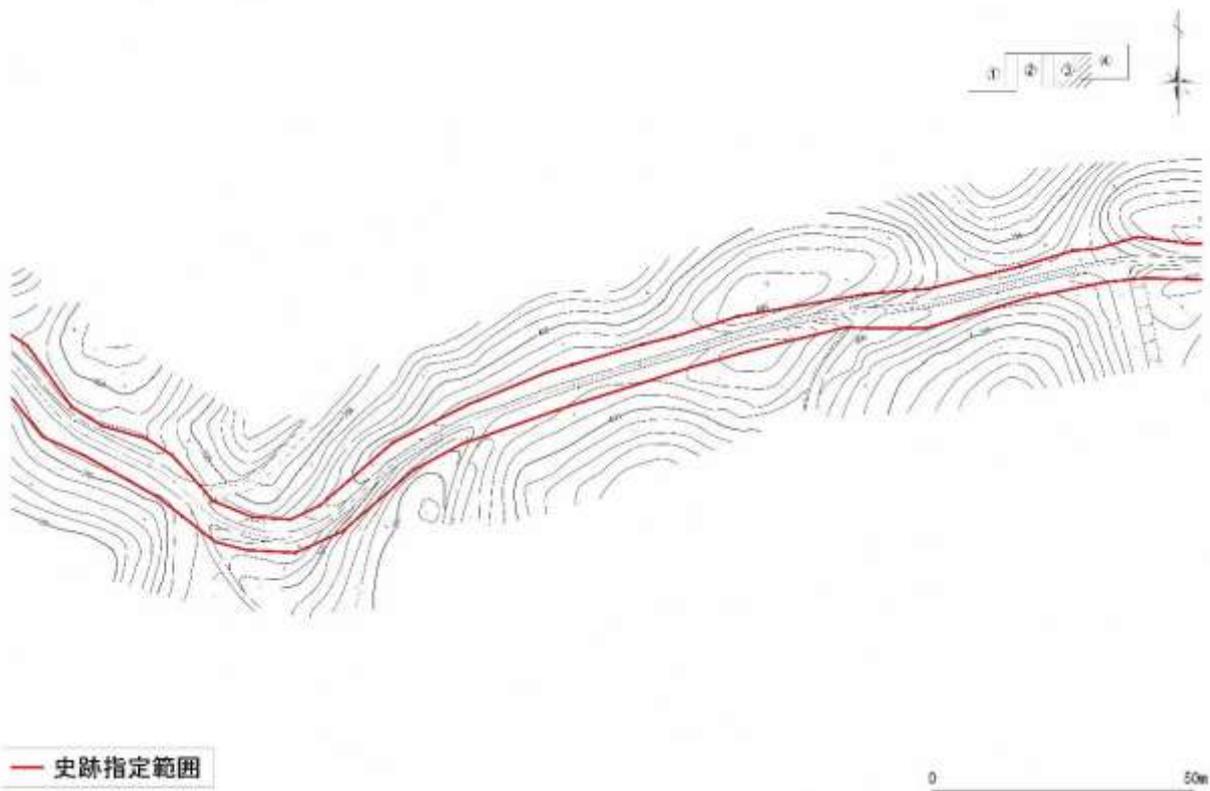


图 3-4 指定範圍（鴨之巢～平岩地区 3 / 4）



图 3-5 指定範圍（鴨之巢～平岩地区 4 / 4）

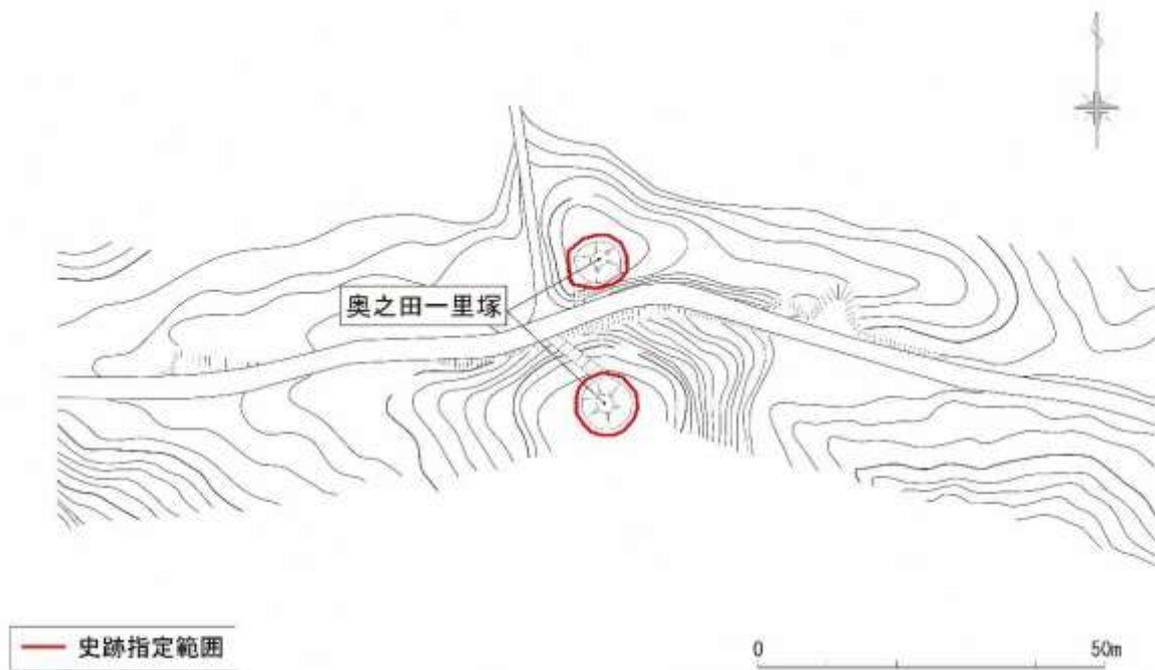


图 3-6 指定範圍（奥之田地区）



图 3-7 指定範圍（琵琶峠地区 1 / 4）

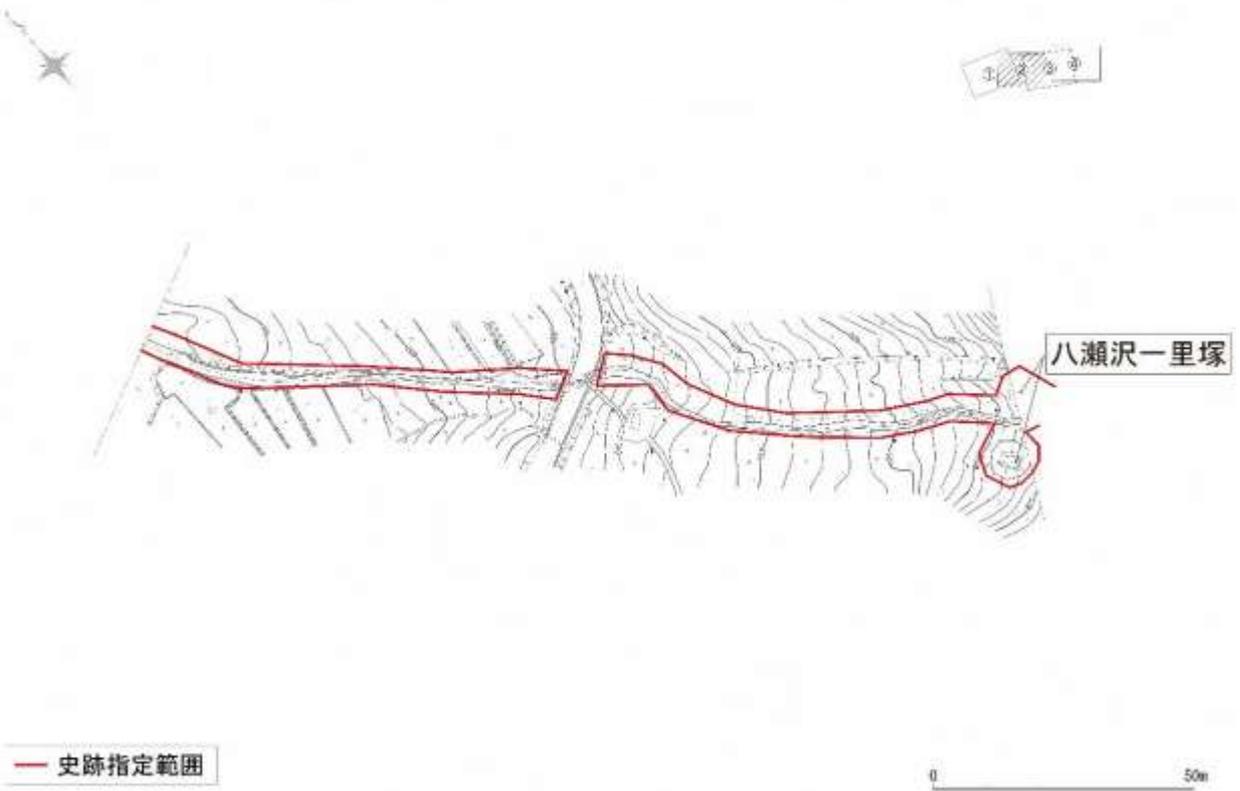


图 3-8 指定範圍（琵琶峠地区 2 / 4）

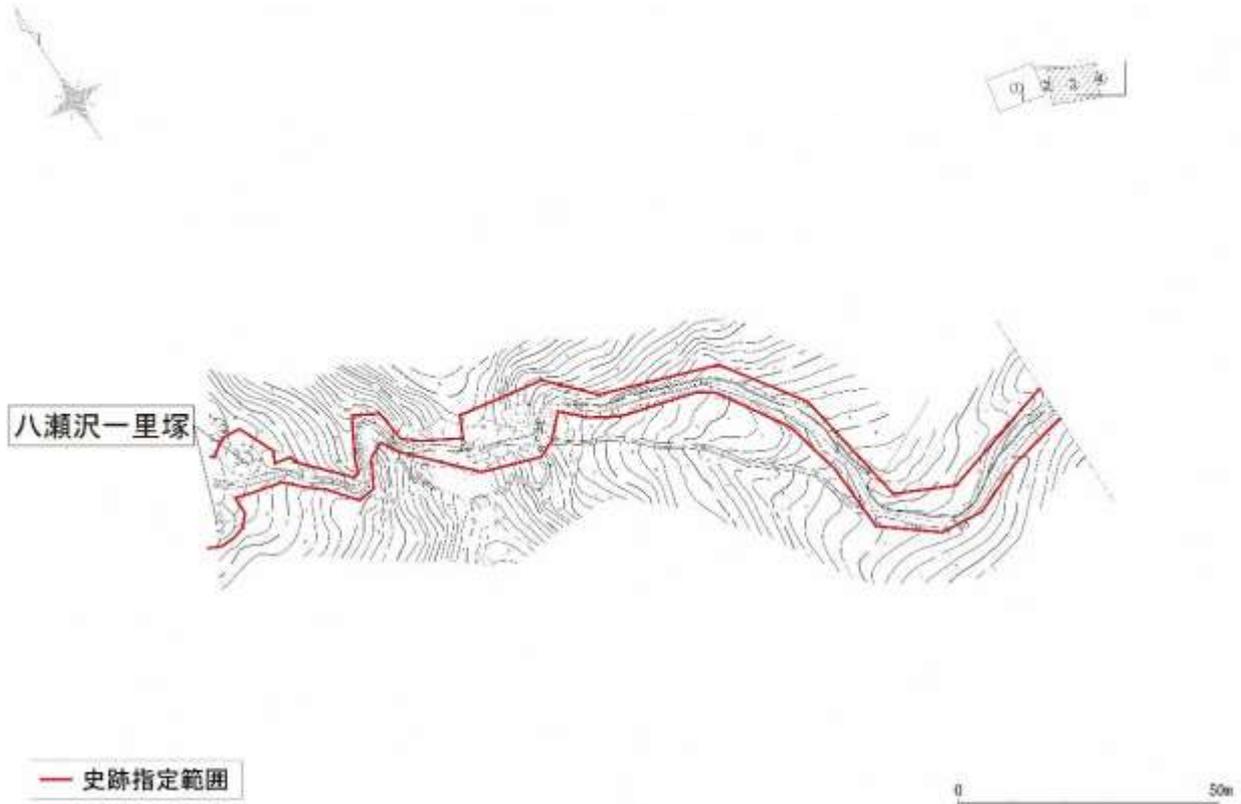


图 3-9 指定範圍（琵琶峠地区 3 / 4）

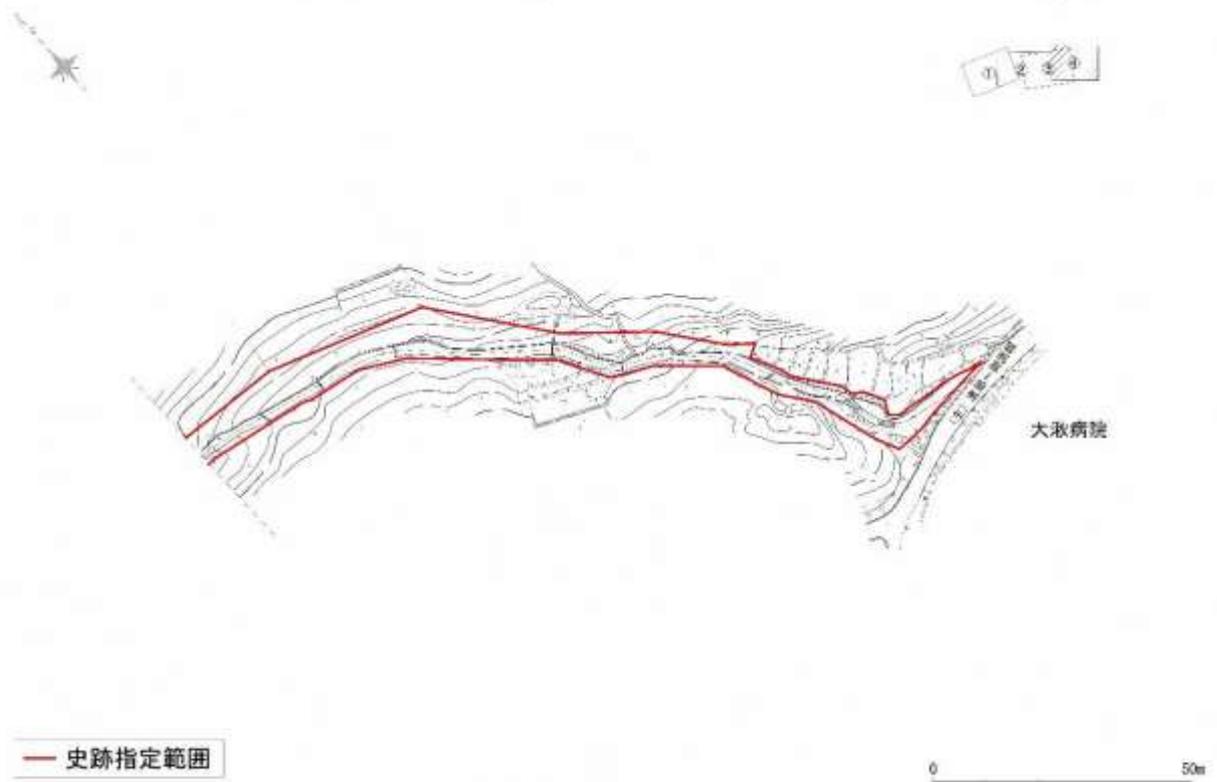


图 3-10 指定範圍（琵琶峠地区 4 / 4）

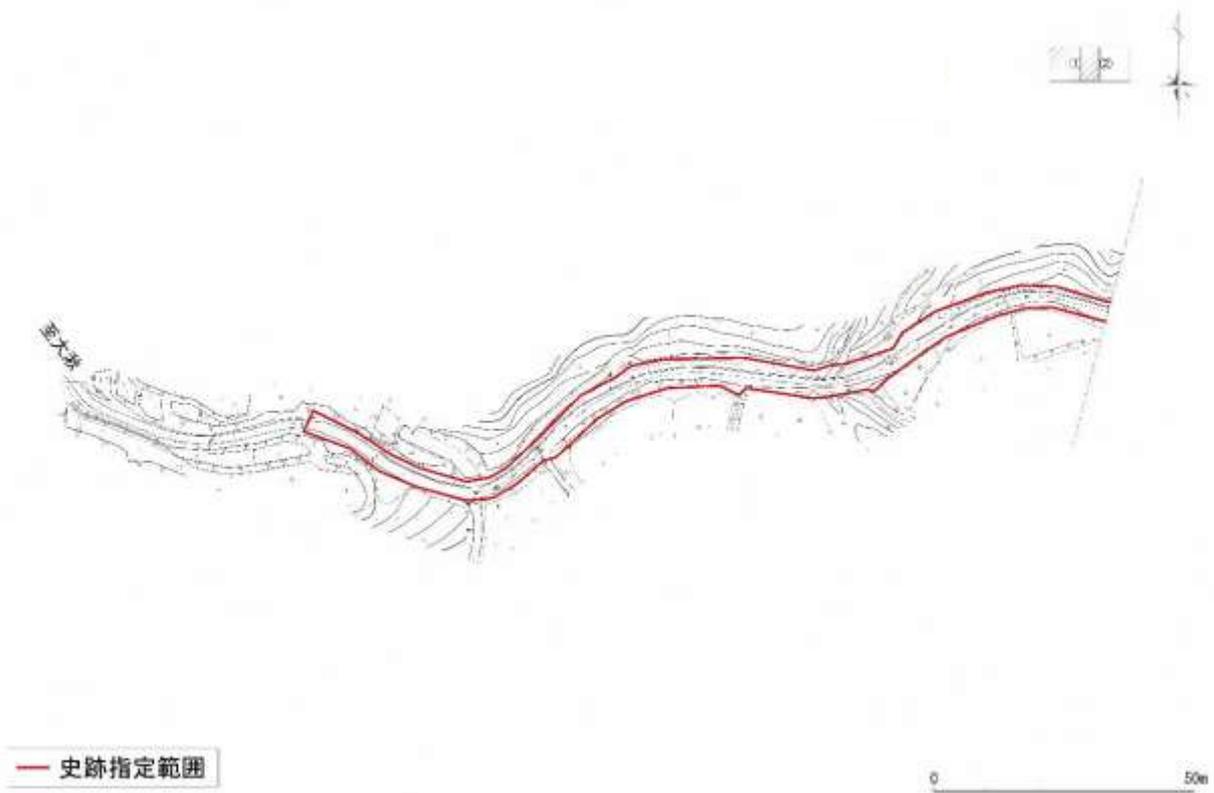


图 3-11 指定範圍（十三峠 童子ヶ根地区 1 / 2）

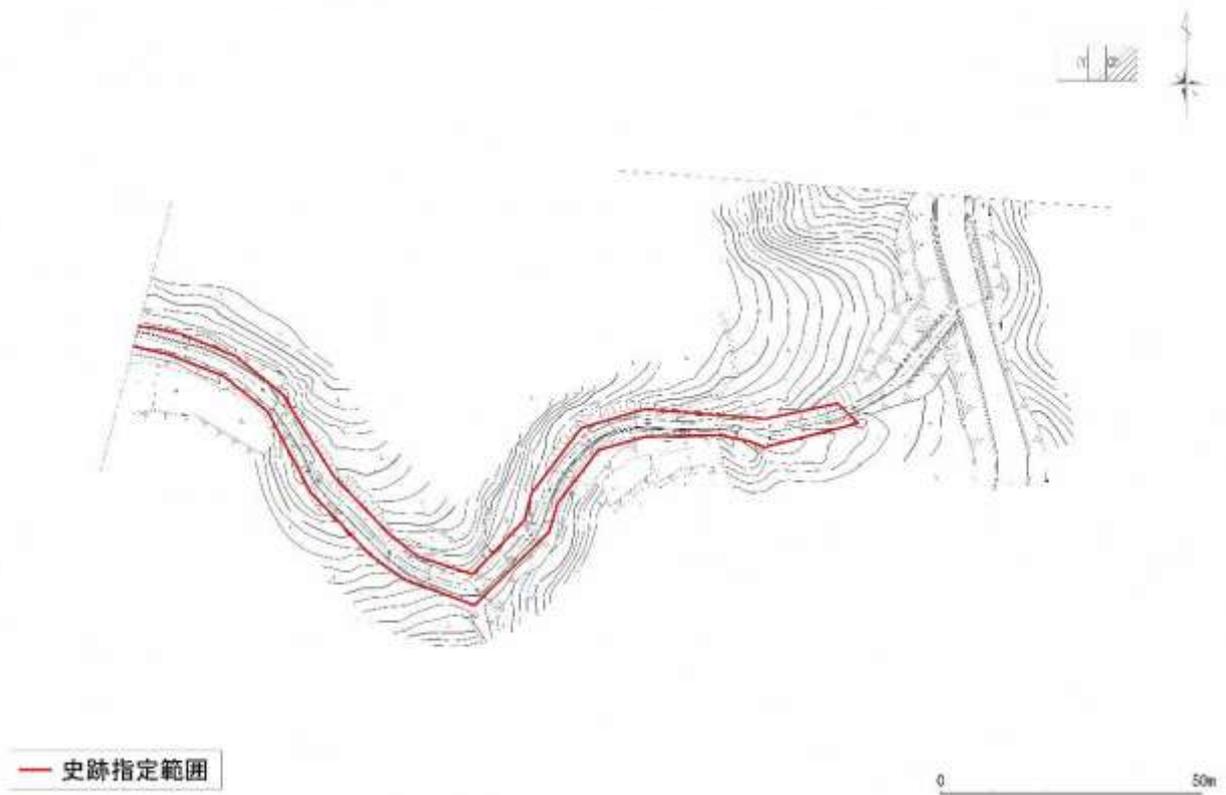


图 3-12 指定範圍（十三峠 童子ヶ根地区 2 / 2）

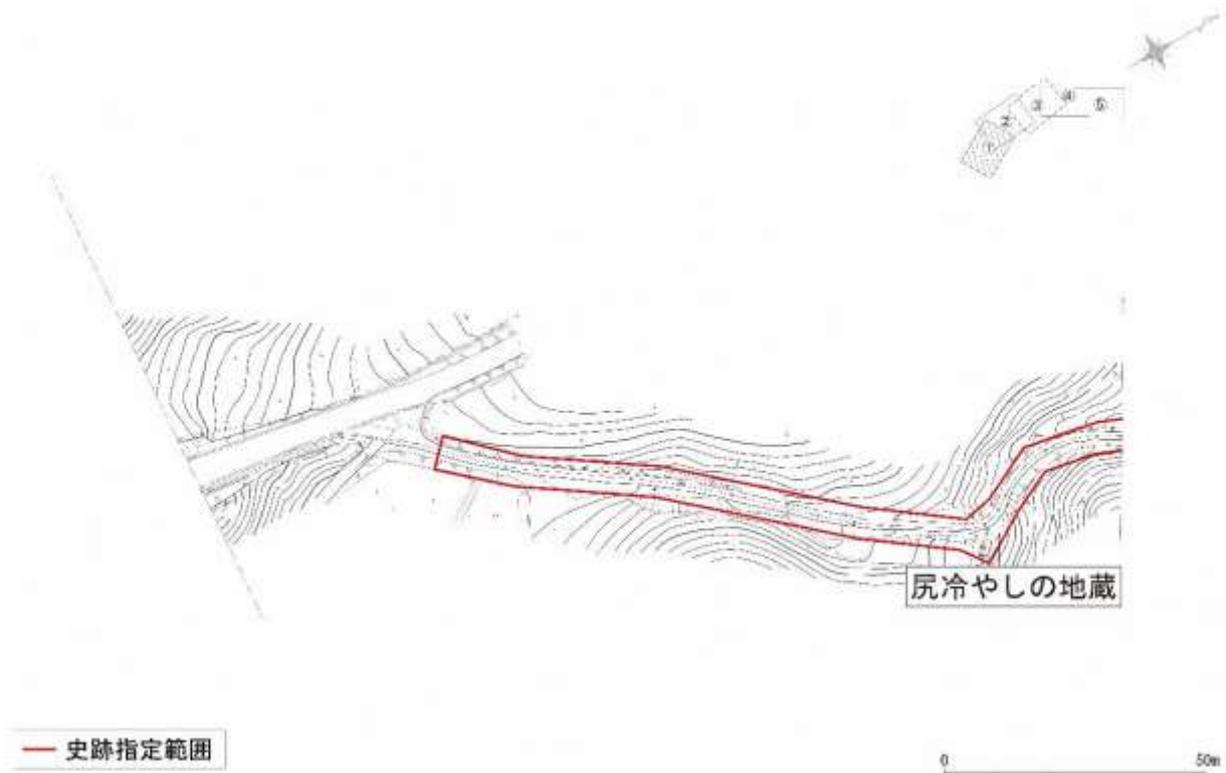


図 3-13 指定範囲（十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区 1 / 5）



図 3-14 指定範囲（十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区 2 / 5）

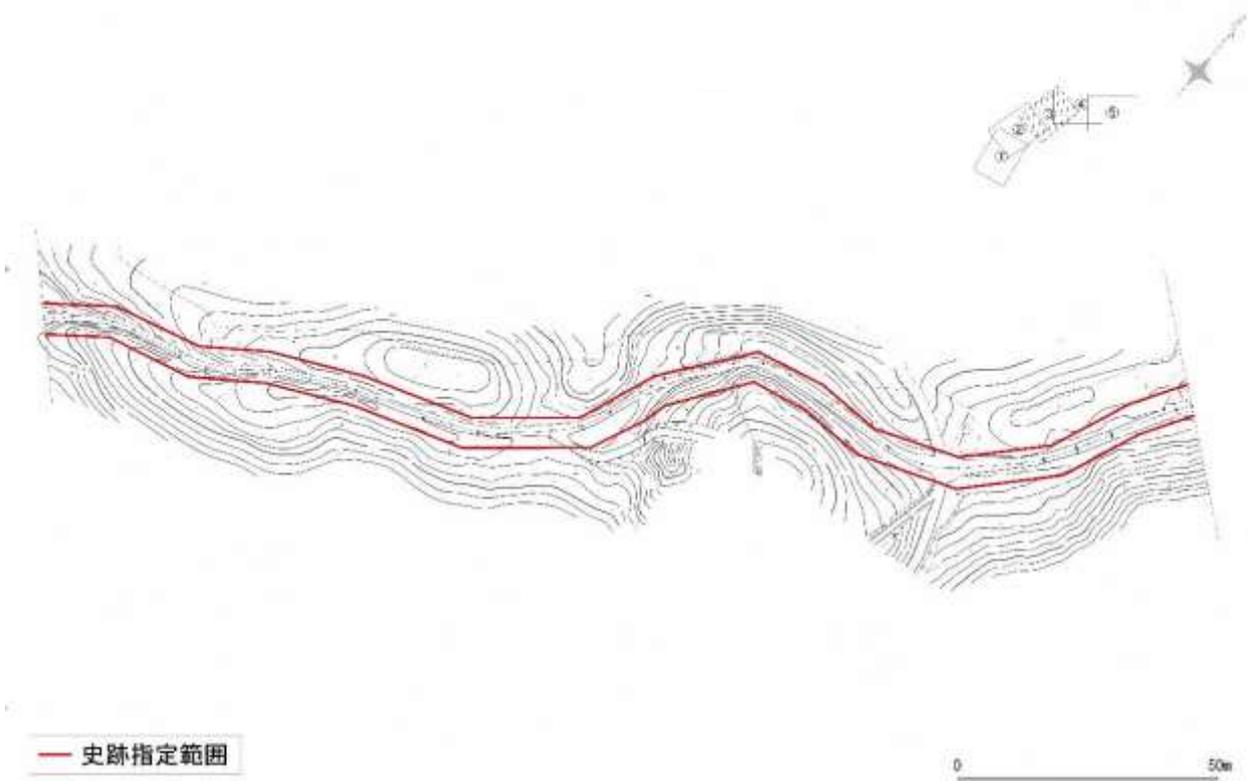


图 3-15 指定範圍（十三峠 地藏坂～炭焼立場地区 3 / 5）

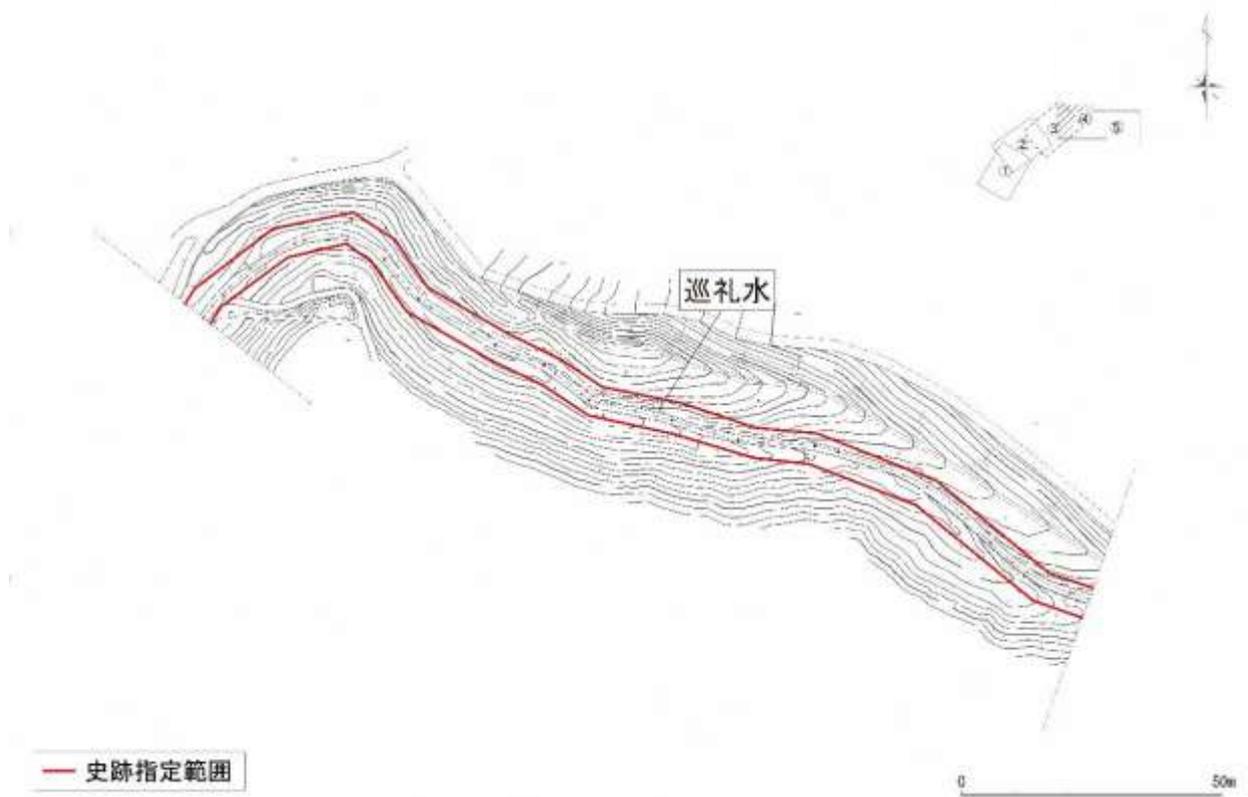


图 3-16 指定範圍（十三峠 地藏坂～炭焼立場地区 4 / 5）

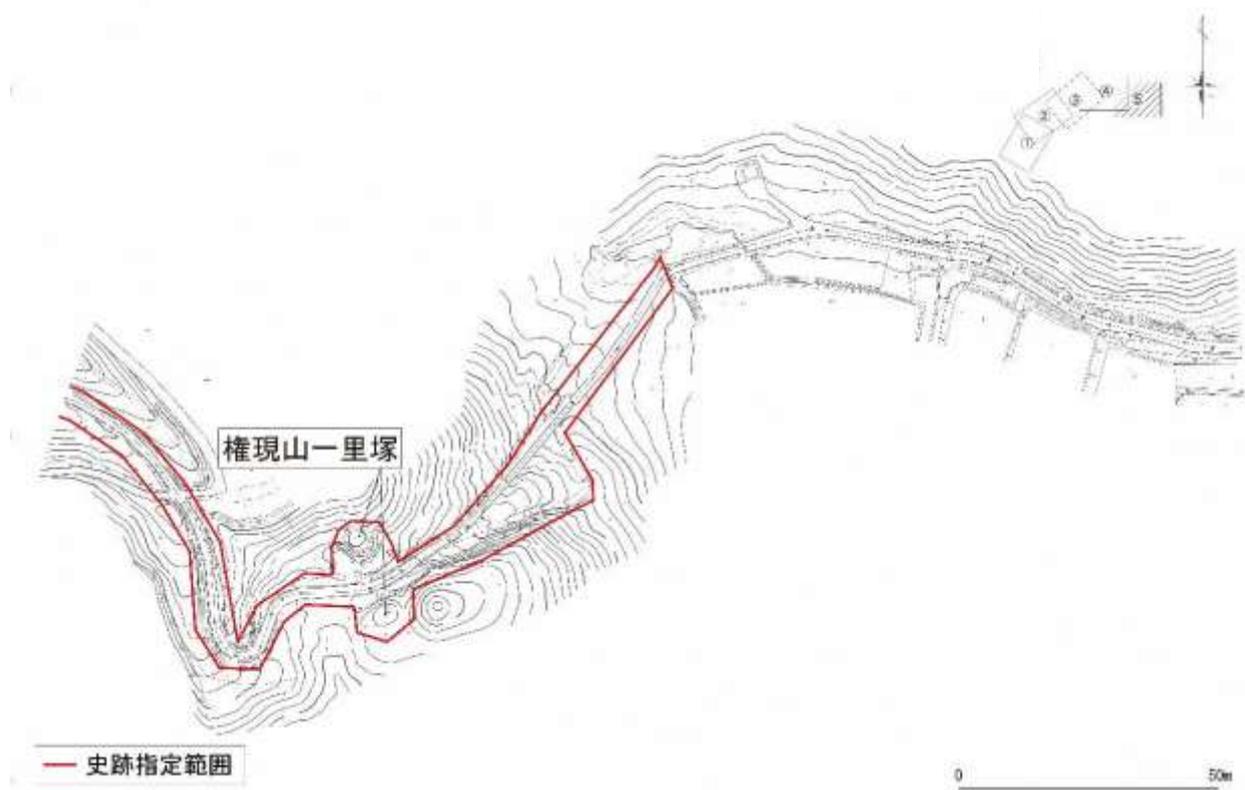


图 3-16 指定範圍（十三峠 地藏坂～炭焼立場地区 5 / 5）

第3節 これまでの調査の概要

本史跡にかかる調査の履歴および、保存活用計画策定に係る事項を以下に記載します。

《主な調査履歴及び関連報告書》

- ▶昭和 31 年度(1956 年度)
調査主体：岐阜県教育委員会
調査内容：瑞浪一里塚（鴨之巣・奥之田・八瀬沢・権現山一里塚）の保存状態等
報告書：『岐阜県指定文化財調査報告書 第3巻』 昭和 34 年 4 月
- ▶昭和 45 年度(1970 年度)
調査主体：瑞浪市教育委員会
調査内容：琵琶峠の石畳の試掘調査
報告書：(未詳)
- ▶昭和 47 年度(1972 年度)
調査主体：岐阜県教育委員会
調査内容：琵琶峠の石畳の構造・保存状態等
報告書：『岐阜県指定文化財調査報告書 第21巻』 昭和 53 年 1 月
- ▶昭和 53 年度(1978 年度)
調査主体：岐阜県教育委員会
調査内容：岐阜県内中山道及び周辺遺構の保存状況等
報告書：『歴史の道 中山道調査報告書』 昭和 54 年 3 月
- ▶平成 4 年度(1992 年度)～平成 19 年度(2007 年度)
調査主体：瑞浪市教育委員会
調査内容：瑞浪市内中山道及関連遺構や石造物等の保存状況、主要な文献資料
報告書：『歴史の道 中山道保存整備事業報告書』 平成 20 年 3 月
- ▶令和 2 年度(2020 年度)～令和 3 年度(2021 年度)
『瑞浪市 中山道保存活用計画』の策定

第4節 これまでの整備の概要

「歴史の道整備事業」による各地区の暫定整備の内容等を記載します。なお、当該事業では史跡指定範囲外でも整備を実施していますが、指定範囲内に限定して記載します。

鴨之巣～平岩地区

年度	内 容	備 考
H 4	地形測量、鴨之巣一里塚測量	市単独事業
H 5	道路整備、鴨之巣一里塚整備	
H 6	道路整備	
H 7	道路整備	
H 8	道路整備、案内サイン設置（中山道）	
H15	標柱設置（鴨之巣一里塚）	
H18	解説サイン設置（秋葉坂三尊石窟）、誘導サイン設置	
H19	秋葉坂三尊石窟測量、標柱設置（三尊石窟）、誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・昭和30年(1955)11月6日、鴨之巣一里塚が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和31年(1956)9月7日、鴨之巣一里塚が岐阜県史跡に指定（他の3か所の一里塚とともに「瑞浪一里塚」として指定）。
- ・令和元年(2019)10月16日、街道及び鴨之巣一里塚が国史跡に指定（街道及び他の一里塚等とともに「中山道」として指定。鴨之巣一里塚の県史跡指定は解除）。

奥之田地区

年度	内 容	備 考
H10	奥之田一里塚整備	
H15	標柱設置（奥之田一里塚）	
H19	解説サイン設置（奥之田一里塚）、誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・昭和30年(1955)11月6日、奥之田一里塚が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和31年(1956)9月7日、奥之田一里塚が岐阜県史跡に指定（指定内容は上記参照）。
- ・令和元年(2019)10月16日、奥之田一里塚が国史跡に指定（指定内容は上記参照。奥之田一里塚の県史跡指定は解除）。

琵琶峠地区

年度	内 容	備 考
H7	地形測量、石畳測量	
H8	石畳・八瀬沢一里塚測量、石畳確認調査	
H9	道路整備、八瀬沢一里塚整備	
H10	道路整備	
H11	道路整備	
H12	道路整備	
H13	解説サイン設置（琵琶峠）	
H15	標柱設置（八瀬沢一里塚）	
H18	誘導サイン設置	
H19	標柱設置（琵琶峠）、誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・昭和30年(1955)11月6日、八瀬沢一里塚が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和31年(1956)9月7日、八瀬沢一里塚が岐阜県史跡に指定（指定内容は上記参照）。
- ・昭和45年(1970)12月4日、琵琶峠が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和48年(1973)11月14日、琵琶峠が岐阜県史跡に指定。
- ・令和元年(2019)10月16日、琵琶峠および八瀬沢一里塚が国史跡に指定（指定内容は上記参照。琵琶峠および八瀬沢一里塚の県史跡指定は解除）。

十三峠 童子ヶ根地区

年度	内 容	備 考
H12	地形測量	
H13	道路整備	
H18	誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・令和元年(2019)10月6日、国史跡に指定（指定内容は上記参照）。

※地区東端部（史跡指定範囲外）では、歩行者の安全確保のため、平成14・15年度(2002・2003年度)に市単事業で路線変更工事を実施。

十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区

年度	内 容	備 考
H13	地形測量、権現山一里塚測量	
H15	標柱設置（権現山一里塚）、発掘調査（曾根松坂・榎ノ木坂）	
H16	道路整備	
H17	道路整備	
H18	三十三所観音石窟整備、解説サイン設置（三十三所観音石窟・巡礼水と馬頭観音）、誘導サイン設置	
H19	三十三所観音石窟測量、誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・昭和30年(1955)11月6日、権現山一里塚が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和31年(1956)9月7日、権現山一里塚が岐阜県史跡に指定（指定内容は上記参照）。
- ・令和元年(2019)10月16日、権現山一里塚が国史跡に指定（指定内容は上記参照。権現山一里塚の県史跡指定は解除）。

【註】

- (1) 児玉幸多 編『日本交通史』1992、吉川弘文館。
- (2) 註1文献。
- (3) 註1文献には「地方によっては方形でなく円形の例もみられる」と記され、一里塚には二つの形状があったことが指摘されています。
- (4) 註1文献には全国の並木の種類について「松・杉・柏・榎・漆・樅・柳・樺・桜・檜等から雑木にまでおよんでいる」と記されています。

第4章 史跡中山道の現状と課題

第1節 保存管理と暫定整備の現状と課題

本史跡の保存管理と暫定整備に係る現状と課題について、「保存活用計画」を踏まえ、その後確認された課題等も含めて、改めて地区ごとの現状と課題を記載します。

なお、本節の対象とするのは、史跡の構成要素（史跡指定範囲内）のうち以下の要素とし、地区・要素ごとに記載しますが、各地区に共通する課題としては「史跡の標識が未設置」、「ガイダンス施設が未設置」が挙げられます。

A 本質的価値を有する諸要素

➤ 街道（往時からの地道、石畳を含む）、一里塚、その他（近世に造立された石仏等）

B 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素のうち

B-1 歴史的価値を有する諸要素

➤ 近代の石仏等

B-2 保存・活用に資する諸要素（このうち保存に資する諸要素）

➤ 立入防止柵等

鴨之巣～平岩地区

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路）
	街道が生活道路として使用されているため車両の乗り入れがある。
	車両の通行により敷設された砕石が洗掘され、くぼみ（わだち）が生じている。
	土砂等が詰まり、機能を果たしていない横断水路が散見される。また詰まった土砂等の撤去が十分に行われていない。
	落ち葉の堆積により、近年は獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。秋葉坂では砕石の流失が見られる。
一 里 塚	保存活用計画における対象…鴨之巣一里塚
	一里塚の盛土が流失する恐れがある（風雨による盛土流失が危惧される）。
	立木の倒伏による根返りが危惧される。近年、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
そ の 他	保存活用計画における対象…秋葉坂三尊石窟
	地震等による石窟等のき損、石仏等の転倒および盗難が危惧される。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…鴨之巣辻の道祖神文字碑
	地震等による文字碑の転倒および盗難が危惧される。

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…立入防止柵、土留め柵（鴨之巣一里塚付近）
	課題は特になし。

奥之田地区

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…（該当なし）
一 里 塚	保存活用計画における対象…奥之田一里塚
	指定範囲を示す杭等が設置されていない。
	一里塚の盛土が流失する恐れがある（切株・根の腐朽が進んでいる）。
	近年、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られ、対策のために電気柵が設置されている（R4年度：スポーツ文化課設置）。
	北側の塚の斜面に樹木が生育している（倒木時の根返りが危惧される）。
そ の 他	保存活用計画における対象…（該当なし）

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…（該当なし）
-------	---------------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…立入防止柵（奥之田一里塚付近）
	北側の塚の進入防止柵が一部き損している（鎖が欠損している部分がある）。

琵琶峠地区

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路）、石畳
	街道（西部）に雨水等により洗掘されている箇所がある。
	街道（西部）の法面（水路）の浸食により街道が崩落する恐れがある。
	石畳の石材が旧来のものと復元したものとが分けられて管理されていない。
	街道部分に用途不明の工作物が設置されている。
	立木の倒伏による根返り・石畳のき損が危惧される。
	西上り口付近では大雨時に水路から水が溢れる場合がある。
	街道の一部（西部）では、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
一 里 塚	保存活用計画における対象…八瀬沢一里塚
	（現状では特に課題なし）
そ の 他	保存活用計画における対象…琵琶峠頂上の馬頭観音、琵琶峠の身代わり観音
	地震等による石仏の転倒および盗難が危惧される。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…矢穴石、石碑（馬頭観世音文字碑）
	地震等による石碑の転倒および盗難が危惧される。

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…立入防止柵（八瀬沢一里塚付近）
	北側の塚の立入防止柵が一部き損している（鎖が欠損している部分がある）。

十三峠 童子ヶ根地区

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路）
	木製水路が腐朽・埋まっているものがある。また清掃困難な構造の水路が多い。
	路面が洗掘されている箇所があり、砕石充填等による応急措置が行われている。
	街道の一部では、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
	街道が生活道路として使用されているため車両の乗り入れがある。
一 里 塚	保存活用計画における対象…（該当なし）
そ の 他	保存活用計画における対象…八丁坂の観音碑（聖号碑）
	地震等による石碑の転倒および盗難が危惧される。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…（該当なし）
-------	---------------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…（該当なし）
------	---------------------

十三峠 地藏坂～炭焼立場地区

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路）
	木製水路が腐朽・埋まっているものがある。また清掃困難な構造の水路が多い。
	路面が洗掘されている箇所があり、砕石充填等による応急措置が行われている。
	三十三所観音石窟の屋根（木製）は、腐食が進むと崩落の恐れがある。
	街道の一部では、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
	地区全体に水道管・水道施設が設置されている。
	一部にゴルフカート用のケーブルが埋設されている可能性がある。
	街道が生活道路として使用されているため車両の乗り入れがある。
一 里 塚	保存活用計画における対象…権現山一里塚
	来訪者が一里塚に立ち入ることができる。
そ の 他	保存活用計画における対象…尻冷やし地藏、三十三所観音石窟・建立碑、阿波屋の茶屋跡、曾根松阪の石畳、巡礼水と馬頭観音
	地震等による石窟等のき損、石仏等の転倒および盗難が危惧される。
	三十三所観音石窟の屋根（木製）は、腐食が進むと崩落の恐れがある。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…（該当なし）
-------	---------------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…車止め（阿波屋の茶屋跡付近、石畳風舗装付近）
	車止め木材の腐食が進み、倒れる恐れがある。

以上の各地区に共通する現状・課題等をまとめ、以下のように整理します。

地区全体

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	路面の洗堀
	法面・水路の浸食
	木製水路の腐朽・埋没と、清掃困難な構造
	枯木の発生（立木の管理）
	獣害（イノシシによる掘り返し）
一 里 塚	盛土の流失
	立木等の取扱い
	獣害（イノシシによる掘り返し）
そ の 他	石造物の転倒および盗難等

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	石造物の転倒および盗難等
-------	--------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	立入防止柵の一部き損
	土留め柵等の腐朽

第2節 公開活用の現状と課題

本史跡の公開活用に係る現状と課題については「保存活用計画」でも触れられていますが、その後に確認された課題等も含めて、改めて地区ごとの現状と課題を記載します。

なお、本節の対象とするのは、史跡の構成要素（史跡指定範囲内）のうち以下の要素とし、地区・要素ごとに記載しますが、その以外の事項がある場合は「その他」の欄に記載します。

B 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素のうち

B-2 保存・活用に資する諸要素（このうち公開活用に資する諸要素）

➡案内看板、誘導サイン、ベンチ等

鴨之巢～平岩地区

B-2 保存・活用に資する諸要素

看 板 等	保存活用計画における対象…石柱（切られ洞）、道標（1・2・3）、石碑（瑞浪市旧中仙道の影・中仙道西の坂）、誘導サイン（歴史の道）、案内サイン（瑞浪市）、誘導サイン（小：東海自然歩道）、標柱（歴史の道）、解説サイン（東海自然歩道）、指定標柱（市指定史跡）、散策サイン（瑞浪市）、誘導サイン（東海自然歩道）、解説サイン（歴史の道）、ベンチ
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。

	案内サイン・標柱等の記載内容が、古い情報のままとっている。
--	-------------------------------

その他

- ・一里塚の立木が旧来のものでなく、史跡の理解に誤解を生じさせる恐れがある。

奥之田地区

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…解説サイン（歴史の道）、指定標柱（市指定史跡）、誘導サイン（東海自然歩道）、標柱（歴史の道）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとっている。

琵琶峠地区

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…石碑（琵琶峠西上り口・歌碑・琵琶峠東上り口）、誘導サイン（歴史の道・東海自然歩道・登山道入口）、解説サイン（石製・歴史の道・県指定史跡）、禁煙看板（東海自然歩道）、案内サイン（石製）、絵図サイン（石製）、標柱（歴史の道）、指定標柱（市指定史跡）、散策サイン（瑞浪市）、便益施設（イス・テーブル）、サイン（観光協会）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとっている。

その他

- ・八瀬沢一里塚東側付近では、街道上方の法面からの落石が危惧される（崩落が危惧される箇所の一部は史跡指定区域外）。
- ・用途不明工作物目隠しのための植栽が機能を果たしていない。
- ・降雨時等は石畳が滑りやすい。

【備考】便益施設（イス・テーブル）は、平成11年度(1999年度)設置のものを令和6年(2024)2月に更新。

十三峠 童子ヶ根地区

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…石碑（十三峠童子ヶ根・十三峠山之神坂・十三峠しゃれこ坂）、誘導サイン（東海自然歩道・歴史の道）、散策サイン（瑞浪市）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとっている。

十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…石碑（尻冷やし地蔵・阿波屋の茶屋跡・十三峠曾根松阪・十三峠巡礼水・十三峠櫛ノ木坂）、誘導サイン（歴史の道・東海自然歩道）、解説サイン（東海自然歩道・歴史の道）、便益施設（イス・テーブル）、散策サイン（瑞浪市）、禁煙看板（東海自然歩道）、標柱（歴史の道）、指定標柱（瑞浪市史跡）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとっている。

その他

- ・地蔵坂付近には新設道路があり、中山道の道筋が分かりにくくなっている。
- ・石畳風舗装がなされている箇所があり、史跡の理解に誤解を生じさせる恐れがある。

【備考】便益施設（イス・テーブル）は、平成11年度(1999年度)設置のものを令和6年(2024)2月に更新。

以上の各地区に共通する現状・課題等をまとめ、以下のように整理します。

地区全体

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとっている。

その他

- ・道路法面の落石対策。
- ・工作物の景観対策（植栽による目隠し、撤去等）。
- ・本来の道筋の標示・誘導方法の検討。